

目次

①	設置の趣旨及び必要性	P. 2
②	学部・学科等の特色	P. 10
③	学部・学科等の名称及び学位の名称	P. 13
④	教育課程の編成の考え方及び特色	P. 14
⑤	教員組織の編成の考え方及び特色	P. 25
⑥	教育方法、履修指導方法及び卒業要件	P. 25
⑦	施設、設備等の整備計画	P. 27
⑧	入学者選抜の概要	P. 28
⑨	取得可能な資格	P. 33
⑩	実習の具体的計画	P. 33
⑪	管理運営	P. 38
⑫	自己点検・評価	P. 38
⑬	情報の公表	P. 39
⑭	教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	P. 39
⑮	社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	P. 40

設置の趣旨等を記載した書類

① 設置の趣旨及び必要性

本学教育学部では、九州の中央に位置する総合大学・研究大学の教員養成部門として、また、九州地区で唯一、義務教育に必要とされる全ての教員養成機能（特別支援教育及び養護教育を含む）を有する教育学部として、他大学の教育学部にはない強みを生かし、新たな時代の教育の担い手となる優れた教員を養成することを目指し、令和4（2022）年度に改組を行う。以下、本学部における教員養成の状況及び地域の教員需要等を踏まえ、1. 改組の趣旨及び必要性、2. 人材養成目的及び教育上の目的、学位授与の方針、3. 研究対象とする学問分野、4. 専攻科・別科の役割について述べる。

1. 改組の趣旨及び必要性

本学部では、令和元（2019）年度末に、教員免許取得を必須としない地域共生社会課程及び生涯スポーツ福祉課程を廃止し、現在は4つの教員養成課程（小学校教員養成課程（入学定員110名）、中学校教員養成課程（同70名）、特別支援教育教員養成課程（同20名）、養護教諭養成課程（同30名））を有している。また、大学院教育学研究科においては、平成29（2017）年度に教職大学院（同15名）を開設した後、令和2（2020）年度に修士課程の学生募集を停止し、3コース（学校教育実践高度化コース、教科教育実践高度化コース、特別支援教育実践高度化コース）からなる教職大学院（同30名）に一本化した。さらに、令和3（2021）年度から、附属学校のガバナンス強化策として、校長を常勤化し、附属学校統括長及び同教育研究顧問を中心とする運営体制を導入した。

本学部では、以上のような改革状況を踏まえ、「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書」（平成29（2017）年）においても要請されているように、教育学部・附属学校・教職大学院が一体となって教員養成・研修機能を一層強化していくためには、学部の教員養成課程についても、今後の教員需要及び学校教育のあり方の変化を見据えた改革を行うべき時期を迎えていると判断するに至った。

地域の教員需要については、本学が位置する熊本県・市の公立学校教員（本学部で養成する小学校教員・中学校教員・特別支援学校教員・養護教諭に限る）の採用数は、令和3（2021）年度においては525名（前年度比67名増）と非常に多かったが（【資料1】）、県内の小・中学校教員の定年退職が同年度にピークを迎えるため（【資料2】）、令和5（2023）年度以降、教員採用は次第に減少に転じると予想される。

しかし、改組後初めての入学者が就職する令和8（2026）年度については、前年度の定年退職者が小学校277名、中学校131名、計408名と予測されており（【資料2】）、県・市教育委員会は退職者の後補充を確実にを行う意向であるため、県内の教員需要だけでも、本学部が有する小・中学校教員養成に係る募集人員（改組計画：初等・中等教育コース170名）を大きく上回ることが確実である（ただし、全体に採用が非常に多かった令和3（2021）年度においても、中学校の実技系教科の中には、県内で3名の教員採用しかなかった教科が存在する点には注意が必要である（【資料1】））。

また、特別支援学校教員の採用は、令和3（2021）年度74名（前年度比36名増）と非常に多く（【資料1】）、引き続き特別支援教育のニーズは高いため、今後採用数は若干減少するとしても、本学部が有する特別支援学校教員養成に係る募集人員（改組計画：特別支援教育コース20名）を上回る状態が続くことは確実である。

なお、令和元（2019）年度の場合、県内の教員採用試験合格者（ただし、小・中学校教員及び養護教諭）に占める本学出身者は28.9%（熊本市36.7%、熊本県24.0%）であった（【資料3】）。これは、県・市の教員採用が増加する一方、本学部への入学者の半数以上が九州地区の他県の出身者であり、卒業後、地元で教員就職する傾向があることと関係している（【資料4】）。そのため、本学部では、他地域に比べ減少が緩やかな九州地区全体の教員需要に対応していく必要がある（【資料5】）。特に、本学部が九州地区を中心とする広域養成を担っている養護教諭については、募集人員（改組計画：養護教育コース30名）を上回る教員需要が存在することは確実である。

他方、本学部卒業者（新卒）の教員就職状況としては、近年正規採用が増加する一方、臨時採用が減少しており、過去5年間（平成28年3月卒～令和2年3月卒）の教員就職者数は126～143名、教員就職率（以下、教員就職率については母数から大学院進学者等を除く）は55.3%～71.1%で推移している（【資料6】）。熊本地震（平成28（2016）年4月）後、発災時の新入生を中心とする令和2年3月卒業者の教員就職率は55.3%まで低下したが、令和3年3月卒業予定者の教員採用試験最終合格者数は99名（前年度比7名増、臨時採用を含めた数値は未確定）と回復傾向にあり、今回の改組に伴う入試改革、カリキュラム改革等により、常時70%台の確保を目指す。

また、過去5年間の課程別の教員就職率（【資料7】）を見ると、特別支援教育教員養成課程72.2%、養護教諭養成課程71.4%であるのに対し、小学校教員養成課程63.1%、中学校教員養成課程55.8%は国立大学の平均を下回っているため、特に改善の必要がある。さらに、課程別の教員就職先（【資料8】）を見ると、小学校教員養成課程からの教員就職先は80%以上が小学校であるのに対し、中学校教員養成課程からの教員就職先は小学校、中学校、高等学校と多岐にわたっており、課程の名称が実態と乖離しているという課題がある。その背景として、中学校等における実技系教科の採用数が少ないことなどが考えられる。

以上のような教員需要及び教員就職の状況を踏まえ、本改組計画では、【資料9】に示す通り、現行の4課程を「学校教育教員養成課程」に統合するとともに、小学校教員養成及び中学校教員養成については、「初等・中等教育コース」（募集人員170名）へ移行させ、小・中一貫教育や小規模校での実技系の複数教科担当、特別支援学校での教科担当などの新たなニーズに柔軟に対応できる体制を整える。今回の改組により、本学部を1課程に統合することにより、初等・中等教育コース及び養護教育コースを教職大学院の学校教育実践高度化コース（生徒指導・教育相談、学校経営に重点を置く。）及び教科教育実践高度化コース（授業実践開発に重点を置く。）に、また特別支援教育コースを特別支援教育実践高度化コース（特別支援教育に重点を置く。）に対応させ、教職大学院の課程との一体性がわかりやすくなり、学部教育と大学院教育との一貫した教育体系が構築しやすくなる効果が期待できる。

加えて、本学は、特別支援教育特別専攻科、養護教諭特別別科を有しており、九州地区で唯一、義務教育に必要な全ての教員養成機能を完備した教員養成の拠点としての充実・発展が期待される。従前、本学部では、副専攻制度により、小学校教員免許と中学校等の教員免許を併せ取得する教育課程を実施してきた。しかしながら、教職課程認定基準上、4 課程共通の授業科目の開設ができず、卒業要件も複雑になるという難点があった。改組後の初等・中等教育コースでは、「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」を、学校種を超えて共通開設ができることとなり、小学校、中学校等の教員免許を取得しやすい教育課程を実現させる。また、九州地区では、少子化を背景に、中学校・高等学校の実技系教科の教員採用数が少なく、音楽、美術、技術、家庭などの教科の学生募集を停止する教員養成学部も出てきている。同コースのうち、特に実技系 5 教科（音楽、美術、保健体育、技術、家庭）については、熊本県・市の教育委員会の理解のもと統合し、募集人員を計 10 名減じるとともに、実技系専攻（募集人員 20 名）として大括りする。時代の要請に応え、新たな価値を創出する教科・領域横断的な教育プロジェクトの推進体制を整備し、実技系教科の学生定員を弾力的に扱うことにより、九州地区全体を視野に入れた実技系教科の教員養成を維持する。

他方、教員需要の伸びが予想される特別支援教育教員養成及び九州地区を中心とする広域養成を担う養護教諭養成については、「特別支援教育コース」及び「養護教育コース」として現行の募集人員（特別支援教育 20 名、養護教育 30 名）を維持するとともに、「初等・中等教育コース」との連携を一層強固なものとし、多様な専門性を持つ教職員の協働によって支えられるチーム学校の実現に資する教員養成を行う。

具体的には、「特別支援教育コース」と「初等・中等教育コース」の連携を強めるとともに、「初等教育課題探究」と「小学校教科指導探究」、「実技系教科指導探究Ⅰ」、「実技系教科指導探究Ⅱ」等、コースを超えて受講可能な科目を開設するほか、特別支援学校と中学校の各教科の教員免許状（二種免許を含む）を併有する教員の養成を進め、特別支援学校や特別支援学級における教科指導のニーズに対応する。課程統合により初等・中等教育コースが 1 コースとなるのを機に、中学校教員免許を基礎免許とすることが容易になるよう、カリキュラムを弾力的に運用する。これにより、特別支援学校中学部・高等部の担当や中学校等において特別な支援が必要な生徒への指導ができる教員の養成にも力を入れる。また、1 課程化に伴うカリキュラムの改善の一環として、初等・中等教育コースの学生のうち希望者が特別支援学校教員免許（二種）を取得することを容易にする授業科目の配置の変更を行う。

また、近年頻発している大規模災害や感染症の流行等の状況下で、児童・生徒の心身の健康問題や心のケアの問題への対応のニーズが高まっているが、そのような対応を行う上で、医療機関等との連携のノウハウを持つ養護教諭と、他の教諭との連携や意思疎通が非常に重要になる。この点に関する対応として、九州で唯一「養護教育コース」を有する本学部では、課程統合を機にコース間の連携を強化し、心身の健康問題を扱う全コース向け授業科目の開講や、他コースの学生との交流及び経験共有の場となる授業科目の共通開設などを行う。前述した 3 コースにおける共通開設のほか、例えば、初等・中等教育コースや特別支援

教育コースの学生を含む全コースの学生を対象として、「e1 こころ学習プログラム（教員志望のすべての学生にこころの健康一次予防力を養成する e-Learning Program）」等を学ばせる講義科目を開講する。また、1 課程化後、4 年次通年科目として設ける「教職実践演習」において、初等・中等教育コースと特別支援教育コース、養護教育コースの学生が4 年間の学びの成果を共有する場を設けることにより、全コースの学生が、学校と医療や福祉に関する地域の関係諸機関との連携について理解を深めることができるよう工夫する。さらに、養護教育コースの「栄養学（食品学を含む。）」を初等・中等教育コースの教員が担当したり、初等・中等教育コースの「保育学Ⅰ」を養護教育コースの教員が担当したりするなど、授業担当者の専門性を踏まえた授業科目の設定・担当によるコース間の連携を強化する。

本学部が改組を予定している令和4 年度から、国立大学法人第4 期中期目標期間に入る。我が国や世界を取り巻く様々な社会課題の解決に資する知の創出や知識集約型社会を牽引する人材を育てる教員養成の質の向上を図ることは、教育課程運営上の目標でもある。気候変動やエネルギー問題は地球規模の課題であり、少子高齢化やそれに伴う生産年齢人口の減少、都市部への人口集中、地方・地域の過疎化・疲弊化は我が国の社会が抱える解決すべき喫緊の課題である。本学部を4 課程から1 課程に統合することにより、世界や我が国が共通して直面している課題について、多様な視点から問題を複眼的に捉え、事象の背景にある要因（課題解決の糸口）を具体的に可視化し、複眼的な解決思考を育成するカリキュラムを初等・中等教育、特別支援教育、養護教育の3 つのコースにわたって連携させながら編成し運用する。4 課程を1 課程に統合することにより、3 つのコースにおける学生の学修内容は、各自が所属する1 コース内に留まることなく、コースの必選指定によって17 単位から24 単位の範囲で、他のコースでの学修も可能になり、複眼的に思考するスキルを獲得できる。具体的には、社会全体が持続可能性を持って発展して行くために解決すべきグローバルな共通課題（SDGs）を各教科で取り扱う単元内容と関連付けながら、一つの（教科の）単元内容の理解が他の（教科の）単元内容の理解といかに関連し社会課題となっているか、それはどのように解決可能か、教科横断的な学習を体験しながら、その教育の方法について学習を深めさせる。4 課程を1 課程に統合することで、各コースを担当する教員が複数のコースにわたって授業内容を構成することが可能になり、各コースの学生も他コースで開講される同様の関連テーマについて学ぶことが可能になり、異なる視点から理解を深めることができる。〔(例) 1. 環境問題（理科：マイクロプラスチックによる大気・海洋汚染）2. 健康問題（理科、家庭、保健：食物連鎖による健康被害）3. 安全な水資源の維持管理（社会、福祉：少子高齢化や生産労働人口の減少に伴う公共サービスの質の低下）4. 技術革新による課題解決（技術、理科：微生物を利用した水浄化管理システム開発）〕

教育課程の運営に際しては、以下の2 点を必須要件とする。

（1）本学部附属4 附属学校園において ICT 等デジタル教育機器（iPad、大型ディスプレイ、電子黒板等）や協働的な思考支援ソフト（ロイロノートスクール等）を活用し、GIGA スクール構想の推進を前提にした教育実習のカリキュラム改革を実施する。

（2）熊本・学びの最前線Ⅰ、同Ⅱにおいて、特に SDGs の学習に求められる思考（バック

キャスティング) とは何か、従来のフォアキャスティング思考との比較を5つの視点(1) 哲学、(2) 課題解決の視点、(3) 問題へのアプローチ、(4) 具体的方法、(5) 解決に必要な技術) から比較しながら「解決したい未来のゴールを設定し、それに向かって現在から未来のゴールに至るまでのシナリオ」について思考するトレーニングを行う。

また、今回の改組では、本学部の4つの課程を1課程とすることにより、学内の教員養成に係る教育資源をこれまで以上に効率的に活用し、GIGA スクール構想の推進、小学校への教科担任制や小中一貫教育の導入、チーム学校の実現などに寄与する教員養成の体制整備をめざす。小学校、中学校に加え、教員就職率が好調な特別支援教育と養護教諭の課程も1課程化に含めることにより、特に「教職に関する科目」を担当する教員の効率的活用・配置が可能となり、ICTスキルを身に付けるなど、いずれのコースにおいても共通して取り組むべき現代的教育課題に対応した教員スキルの育成に効率的に取り組むことができる。

2. 人材養成目的及び教育上の目的、学位授与の方針

改組後の本学部の学校教育教員養成課程の各コース・各専攻では、以下の1) に述べるように、広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした教員の養成のため、必要な基礎的・専門的な知識・技術を修得させ、併せて主体的な課題探究能力を育成することを目的とする。また、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)としては、このような人材養成目的を踏まえ、本学が定める7つの学修成果(豊かな教養、確かな専門性、創造的な知性、社会的な実践力、グローバルな視野、情報通信技術の活用力、汎用的な知力)を達成すべく編成・実施された教育課程を学修し、教養教育では幅広い分野の知識・教養、専門教育では各コース・専攻の人材養成目的にふさわしい資質・能力を身に付けるとともに、所定の単位を修得した者に、学士(教育学)の学位を授与することとする。

1) 各コースの人材養成及び教育上の目的

<初等・中等教育コース>

初等・中等教育コースでは、広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした小・中学校教員の養成のため、必要な基礎的・専門的な知識・技術を修得させ、併せて主体的な課題探究能力を育成することを目的とする。具体的には、的確な児童・生徒理解に基づき、児童・生徒の指導や学級経営を行うことができる教員、自らの「深い学び」の経験を踏まえ、児童・生徒の「深い学び」を支援できる教員、ICT活用やインクルーシブ教育に関する知識・技能を備え、児童一人ひとりの個性に応じた個別最適化された教育を行うことができる教員、これからの社会のあり方を見据え、SDGsやSociety5.0等の理念を踏まえた教育を行うことができる教員、大規模災害や感染症の流行など、予測困難な事態にも「チーム学校」の一員として対応できる教員などを養成する。

なお、同コースのうち小学校専攻では、小学校低学年から高学年までの「児童理解」を基盤として、全教科の教科指導や生活指導、学級経営を行う力をバランスよく有する教員を養成することに特に力点を置き、免許状の取得に関しては、小学校教諭免許状(一種)の取得

を卒業要件とする。また、それぞれの興味・関心や適性に応じ、必要な単位を修得することにより、幼稚園教諭免許状、中学校教諭免許状、高等学校教諭免許状、特別支援学校教諭免許状（二種）等の教員免許及び、チーム学校における地域社会との連携に欠かせない社会教育士の称号や、いじめ・不登校等の問題への対応に欠かせない公認心理師の受験資格等取得することを可能にする。

また、同コースのうち教科に関する専攻（国語専攻、社会専攻、数学専攻、理科専攻、英語専攻、実技専攻）では、各専攻の特性を活かし、当該教科に関する自らの「深い学び」の経験を通して、児童・生徒の「深い学び」を指導・支援できる教員を養成することに特に力点を置き、免許状の取得に関しては、中学校教諭免許状（一種）の取得を卒業要件とする。また、それぞれの興味・関心や適性に応じ、必要な単位を修得することにより、幼稚園教諭免許状、小学校教諭免許状、高等学校教諭免許状、特別支援学校教諭免許状（二種）等の教員免許及び、博物館等との連携推進に寄与する学芸員資格（社会専攻及び実技系専攻）を取得することを可能にする。

<特別支援教育コース>

特別支援教育コースでは、広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした特別支援教育の指導者の養成のため、必要な基礎的・専門的な知識・技術を修得させ、併せて主体的な課題探究能力を育成することを目的とする。具体的には、特別支援教育に関する高い専門性と指導力、リーダーシップとコーディネート力を備え、特別支援学校教諭として勤務するほか、特別支援学級や通級指導教室を含めた学校全体の特別支援教育を推進していくことができる教員を養成することを目指す。

免許状の取得に関しては、特別支援学校教諭免許状（一種）と基礎免許（小学校教諭又は中学校教諭）を取得することを卒業要件とする。また、それぞれの興味・関心や適性に応じ、必要な単位を修得することにより、幼稚園教諭免許状、基礎免許以外の中学校教諭免許状（二種）等取得することを可能にする。

なお、初等・中等教育コースに所属し、特別支援学校免許状（二種）を副免許として取得する学生については、特別支援教育に関する基本的な知識と指導技術を備え、特別支援学級や通級指導教室における指導を担当できる教員を育成することを目指す。

<養護教育コース>

養護教育コースでは、広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした養護教諭の養成のため、必要な基礎的・専門的な知識・技術を修得させ、併せて主体的な課題探究能力を育成することを目的とする。具体的には、子どもの体と心の健康教育・管理を行い、それぞれの子どもの状態・事情に応じた発育・発達の支援を行うことができる教員、各学校・地域の事情や、感染症の流行などの健康問題の発生に応じて、実態を調査し、対策や指導計画を立案することができる教員、他の教員とは異なる養護教諭としての専門性に基つき、心身の健康に問題を持つ児童・生徒等に対して指導を行うことができる教員、学校保健活動の

中心となる保健室を運営し、専門家や専門機関との連携のコーディネーター的な役割を担う教員などを養成することを目指す。

免許状の取得に関しては、養護教諭免許状（一種）を取得することを卒業要件とし、必要な単位を修得することにより、中学校教諭免許状（保健）及び高等学校教諭免許状（保健）を取得することを可能にする。

2) 各コースの学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

＜初等・中等教育コース＞

初等・中等教育コースでは、同コースの人材養成目的を踏まえ、本学が定める7つの学修成果（豊かな教養、確かな専門性、創造的な知性、社会的な実践力、グローバルな視野、情報通信技術の活用力、汎用的な知力）を達成すべく編成・実施された教育課程を学修し、教養教育では幅広い分野の知識・教養、専門教育では以下に示すような各専攻の人材養成目的にふさわしい資質・能力を身に付けるとともに、所定の単位を修得した者に、学士（教育学）の学位を授与する。

- ・発達途上にある児童・生徒を小・中学校教員（小学校専攻においては主として小学校教員、教科に関する専攻においては主として中学校教員）としての専門的立場から理解し、実践的に指導することができる。
- ・現代的教育課題（いじめ・不登校への対応、インクルーシブ教育、ICT活用等）に関する専門的知識を身につけ、課題を分析し解決することができる。
- ・教科等に関する専門的知識及び実践的指導力（SDGsやSociety5.0等の理念を踏まえた指導を行う力を含む）を身につけ、児童・生徒の「深い学び」を指導・支援できる。
- ・教育上の諸問題を広い視野で多面的に捉え、学校内外の関係者と協働しながら、チーム学校の一員として問題を解決していくためのコミュニケーション能力を身につけ、発揮することができる。

＜特別支援教育コース＞

特別支援教育コースでは、同コースの人材養成目的を踏まえ、本学が定める7つの学修成果（豊かな教養、確かな専門性、創造的な知性、社会的な実践力、グローバルな視野、情報通信技術の活用力、汎用的な知力）を達成すべく編成・実施された教育課程を学修し、教養教育では幅広い分野の知識・教養、専門教育では以下に示すような同コースの人材養成目的にふさわしい資質・能力を身に付けるとともに、所定の単位を修得した者に、学士（教育学）の学位を授与する。

- ・特別な支援を必要とする児童・生徒を特別支援教育の専門的立場から理解し、実践的に指導することができる。
- ・現代的教育課題（いじめ・不登校への対応、インクルーシブ教育、ICT活用等）に関する専門的知識を身につけ、課題を分析し解決することができる。
- ・特別支援教育に関する高い専門性と指導力、リーダーシップとコーディネート力を身につ

け、特別支援学校教諭として勤務するほか、特別支援学級や通級指導教室を含めた学校全体の特別支援教育を推進していくことができる。

- ・教育上の諸問題を広い視野で多面的に捉え、学校内外の関係者と協働しながら、チーム学校の一員として問題を解決していくためのコミュニケーション能力を身につけ、発揮することができる。

<養護教育コース>

養護教育コースでは、同コースの人材養成目的を踏まえ、本学が定める7つの学修成果（豊かな教養、確かな専門性、創造的な知性、社会的な実践力、グローバルな視野、情報通信技術の活用力、汎用的な知力）を達成すべく編成・実施された教育課程を学修し、教養教育では幅広い分野の知識・教養、専門教育では以下に示すような同コースの人材養成目的にふさわしい資質・能力を身に付けるとともに、所定の単位を修得した者に、学士（教育学）の学位を授与する。

- ・発達途上にある児童・生徒の体と心の問題を養護教諭としての専門的な立場から理解し、実践的に対応・指導し、必要に応じて、医療機関との連携を行うことができる。
- ・病気のため、外来、あるいは入院治療を行なっている児童・生徒、退院し学校に復帰した児童・生徒の心身のケアを行うことができる。
- ・健康管理、健康教育、健康相談活動に関する専門的知識を身につけ、子どもの体と心の健康教育・管理を行い、それぞれの子どもの状態・事情に応じた発育・発達の支援を行うことができる。
- ・各学校・地域の事情や、感染症の流行などの健康問題の発生に応じて、実態を調査し、対策や指導計画を立案することができる。
- ・学校内外の関係者と協働するためのコミュニケーション能力を身につけ、学校保健活動の中心となる保健室を運営するとともに、専門家や専門機関との連携のコーディネーター的な役割を担い、チーム学校の運営に貢献することができる。

3. 研究対象とする学問分野

本学部では、教育学及びその関連分野、心理学及びその関連分野、教科教育学及びその関連分野、特別支援教育及びその関連分野、養護教育及びその関連分野を主な研究対象とする。また、教員養成を目的とする学部の特性に鑑み、分野横断的な研究や教育現場との連携に基づく研究を推進する。

4. 専攻科・別科の役割

本学には、特別支援教育特別専攻科（同15名）及び養護教諭特別別科（同40名）が付置されており、それぞれ特別支援教育教員養成課程及び養護教諭養成課程（改組後は学校教育教員養成課程の下に特別支援教育コース及び養護教育コースを置く）との密接な連携の下、運営されている。

特別支援教育特別専攻科は、現職教員や他分野の教員免許状をもつ学生を対象として、1年間の特別支援教育に関する専門教育を行い、特別支援学校教諭免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）の一種免許を取得させる役割を有しており、本学部卒業生（特別支援学校教諭免許状を取得しなかった者）の進学先の一つとなっている。同科の専任教員は、教員組織については特別支援教育コースの教員と同一の講座に所属し、教職大学院における特別支援教育分野の指導を担当するなど、相互に密接に連携している。なお、特別支援教育特別専攻科は、九州地区では本学と福岡教育大学に設置されている。

養護教諭特別科は、看護専門学校や看護短期大学、看護系大学を卒業し、看護師免許を保有する学生を対象として、1年間で一般教育科目、教職教育科目、養護教諭に必要とされる専門科目を履修させ、養護教諭一種免許状を取得させる役割を有している。同科の教員組織については、専任教員は養護教育コースの教員と同一の講座に所属し、教職大学院における健康教育分野の指導を担当するなど、相互に密接に連携している。なお、養護教諭特別科は、九州地区では本学のみに設置されているため、九州各県を中心とする広域から入学者を集めている。

② 学部・学科等の特色

本学部では、本改組計画を実施することにより、新たな時代の教育の担い手となる優れた教員を養成するための特色ある教育を行うことを目指している。社会全体が持続可能性を持って発展して行くために解決すべきグローバルな共通課題（SDGs）を教科横断的に学習することが改組後の新しい教育プログラムの特徴となるが、初等教育（幼児、児童）と中等教育（生徒）とのあいだでは発達程度により学習の拡がり方や深まり方は異なる。認知発達の観点から見れば、感覚運動的な思考の段階から、具体物の操作を通じた思考の段階、さらには記号の世界（テキストや数式）による形式的（抽象的）思考の段階への移行が予想される。一方、持続可能な社会の発展のための課題をバックキャスティングの思考の観点から分析するならば、解決思考の時間的間隔が、直近、短期、長期（解決目標のない予想）、長期（解決目標のある予想）へ質的に変化することが予想される。さらには、地域によって取り組むべき喫緊の課題は異なり、世界共通の解決課題を理解しながら、地域に特化した優先課題を地域にとって最善の方法で解決して行くことが求められる（global thinking & local solution）。社会全体に大きな変化が生まれるか否か、SDGs17の開発目標に係る個々の課題は、一人ひとりにとってどのような意味があるのか（個人にとって、家族にとって、公共機関にとって、地方自治体にとって、国にとって、世界にとって等）、あるいはどのような解決を望むのか（社会的解決、経済的解決、技術革新的解決）その理解の幅や深さは多様である。課程をコース化することにより、国の進める教育政策に呼応した新たなコース（小学校・プログラミング教育プログラム）や地域のニーズを踏まえた入試制度から繋がるコース（地域教員養成クラスや数理教育クラス）の設置が改組を行うことなく、募集人員も含めてフレキシブルに対応できるようになる。このような教育組織体制の柔軟な変更により、学生は複数のコースの学生とのあいだでも協働で学びあうことが可能になり、興味・関心の幅を広げ

より広い視野で学修が可能になる。

以下、改組後の本学部における教員養成の特色（改組の理念・目的）として、1. 理論と実践の往還及び習得・活用・探究のサイクル、2. 教科・領域横断的な視点から新たな価値を創出する教育プロジェクト、3. チームとしての学校を実現するために必要なコーディネート力、コミュニケーション力の養成について述べる。

1. 理論と実践の往還及び習得・活用・探究のサイクル

いつの時代にも学校教員に求められるものとして、的確な児童・生徒理解に基づき、教科指導、児童・生徒指導、学級経営などを行う力がある。そのような力を効果的に養うためには、教育学部・教職大学院・附属学校園の一体的運営や地域との密接な連携に基づき、学部段階から理論と実践の往還や習得・活用・探究のサイクルを意識した教員養成を行っていく必要がある。

本学の教職大学院では、令和2年度に新たに3つのコース（学校教育実践高度化コース、教科教育実践高度化コース、特別支援教育実践高度化コース）を設け、入学定員を従来の倍の30名に拡大した。本改組計画では、拡充後の教職大学院を連携の中心（ハブ）として、附属学校園や地域の教育現場との連携を一層強化し、「理論と実践の往還」や「習得・活用・探究のサイクル」を実際に経験させることに主眼を置いた教員養成の実現を目指す。

具体的には、従来は4年次前学期に位置づけていた協力校における「教育実習」を3年次後学期に移動（早期化）するとともに、1年次の「教職実践基礎セミナー」から2・3年次の「教育実習」（観察実習、附属校実習、協力校実習）、4年次の「教職実践演習」に至る実践的な学びを教員養成カリキュラムの柱とし、この柱を中心に「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」の位置づけを見直し、カリキュラム全体の構造を明確化する。なお、養護教育コースに関しては、協力校における「教育実習」前に、多くの臨床科目講義や、大学病院などでの臨床実習により、保健室での児童生徒への対応などに必要な実践的な医学、看護学を学ぶ必要性から、協力校における「教育実習」は、従来通り4年次前学期に行う。また、「教科及び教科の指導法に関する科目」については、「教科の指導法」と「教科に関する専門的事項」の授業内容（いわゆる教科教育と教科専門）を相互に関係づけ、授業実践とその省察に活かすことができるよう、開講年次や授業内容を見直す。さらに、学生数が多い小学校専攻（募集人員110名）については少人数指導の機会が不足していること、5教科（音楽、美術、保健体育、技術、家庭）の教員を養成する実技系専攻（募集人員20名）については個に応じた指導や教科横断的な指導が求められることから、3年次前学期に新たに「小学校教科指導探究」、「実技系教科指導探究Ⅰ」及び「実技系教科指導探究Ⅱ」、後学期に「初等教育課題探究」（いずれも「大学が独自に設定する科目」）を開講し、教育実習の前後に理論と実践の往還に資する指導を行う。

2. 教科・領域横断的な視点から新たな価値を創出する教育プロジェクト

他方、新たな時代の教育に求められるものとしては、少子高齢化やグローバル化の一層の

進展、地球規模の環境問題や貧困問題の深刻化、AI 時代の到来、さらには大規模災害や感染症の流行など、予測困難な事態にも対処しながら、SDGs（持続可能な開発目標）や Society5.0 の理念等に含まれる新たな諸価値を創出していく力を子どもたちの中に育てていくことがある。そのような教育を行うためには、学校教育の担い手である教員は、新学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すカリキュラム・マネジメントの視点に立ち、「各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していく」（中央教育審議会教育課程企画特別部会論点整理（平成 27 年））必要がある。

このことを踏まえ、本改組計画では、教員養成課程を 1 課程に統合し、コース間・専攻間の連携を強固にすることにより、授業担当者の組み合わせも柔軟になり、各課題に対応した教科を超えた複数名の教員により授業を提供することが容易となる。これにより、SDGs や Society5.0 の理念等を踏まえた「教科・領域横断的な視点から新たな価値を創出する教育プロジェクト」を推進し、「社会に開かれた教育課程」の実現に資する教員養成カリキュラムの構築を目指す。具体的には、各専攻における「教科及び教科の指導法に関する科目」や、小学校専攻及び実技系専攻の 3 年次前学期に新設する「小学校教科指導探究」及び「実技系教科指導探究Ⅰ」において、「教科・領域横断的な視点から新たな価値を創出する教育プロジェクト」に関連する内容を取り扱うとともに、改組・課程統合の理念・目的を踏まえ、複数のコース・専攻に亘る履修を推進する。例えば、実技系専攻では、他教科の教員が連携し、「SDGs を題材にした単元開発」「生涯学習を視野に入れた芸術・スポーツ振興」「社会や家庭生活における持続可能なエネルギーの利用」「プログラミング的思考を育成する指導計画」「STEAM による課題解決学習」「ものづくりからの不登校児童生徒の支援活動」などのテーマを設定し「習得・活用・探究」のサイクルを通した学習を提供する。

また、1 年次後学期の「熊本・学びの最前線Ⅰ」及び 2 年次後学期の「同Ⅱ」（いずれも全てのコース・専攻の学生が履修可能な「大学が独自に設定する科目」とする）において、熊本県・市の小・中学校におけるカリキュラム・マネジメント等の最新の取組を知る機会を設ける。

これらの教育プロジェクトを支える職員として、中学校教員養成課程技術科教育講座の所属であった技術専門職員等を当てる。技術専門職員等は、主に技術科教育講座の実験実習の補助を担当していたが、改組後は、3 コースで実施される ICT 教育や STEAM 教育等に対して補助を行うこととする。例えば、小学校専攻の「教育の基礎的理解に関する科目等」や各教科の「各教科の指導法Ⅰ～Ⅳ」で行われる ICT の活用や教科・領域横断的な授業の補助を行う。また、学部内に「情報教育統括・管理室」を設置し、ICT 活用支援を通して、大学教員、附属学校教員、教職大学院生、学部生等が協同的かつ自律的なプロジェクト学習に従事できる場を形成する。これらは、感染症の流行及び大規模災害等の非常事態への対応にもなり得る。

さらに、総合大学・研究大学の教員養成部門である本学部には、他部局との連携により教員養成機能を強化できるという強みがある。一例として、教育のグローバル化については、

大学教育統括管理運営機構附属多言語文化総合教育センターや大学院人文社会科学研究部（文学系・法学系）との連携により、ICT 活用や AI 時代の教育については、同機構附属数理科学総合教育センターや大学院先端科学研究部（理学系・工学系）との連携により、大規模災害時の学校運営や防災教育については、くまもと水循環・減災研究教育センターや熊本大学病院災害医療教育研究センター等との連携により、新たな時代の要請を踏まえた教員養成機能の強化を行うことが可能である。養護教諭養成については、従来から、現役の医療従事者である多くの医学部、大学病院の教員、病院看護師に講義を行なってもらうことにより、現在の実地医療に即した、最新の医学、看護学の講義を行なっている。

3. チームとしての学校を実現するために必要なコーディネート力、コミュニケーション力の養成

さらに、地域の教育現場では、児童・生徒の学力向上に加え、小中一貫教育の導入、特別支援教育の充実、いじめ・不登校への対応、近年の大規模災害や感染症の流行等への対応等、多くの課題が山積している。このような課題を解決していくためには、「教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること」（中央教育審議会教育課程企画特別部会論点整理（平成 27 年））により、学校外の専門家を含めた「チームとしての学校」を実現していく必要がある。

この点では、本学部には、長年にわたって地域の教育現場や関係諸機関と連携し、不登校児童・生徒への支援、学校や社会教育施設でのイベント開催、産学官連携（熊本大学、熊本県立大学、熊本市、NTT ドコモ）に基づく教育情報化推進、被災地における学習支援などを継続してきた強みがある。また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、学校現場で遠隔授業や ICT 活用のニーズが急速に高まる中で、教職大学院や附属学校を中心に、いち早く遠隔授業の実施に関するオンライン研修（Zoom ミーティング）等を開始し、遠隔授業用コンテンツを開発・提供した実績がある。

本改組計画では、以上のような地域の教育現場や関係諸機関との連携に基づく活動と教員養成カリキュラムを有機的に関連づけることにより、「チームとしての学校を実現するために必要なコーディネート力、コミュニケーション力」を養う機会を一層充実させることを目指す。具体的には、各専攻に共通する「教育の基礎的理解に関する科目等」や、小学校専攻の 3 年次後学期に新設する「初等教育課題探究」及び実技系専攻の 3 年次前学期に新設する「実技系教科指導探究Ⅱ」において、関係する内容を取り扱う。さらに、1 年次後学期の「熊本・学びの最前線Ⅰ」及び 2 年次後学期の「同Ⅱ」において、熊本県・市におけるチーム学校に関連する最新の取組を知る機会を設ける。

③ 学部・学科等の名称及び学位の名称

学校教員の養成及び教育に関する研究を主たる目的とする学部として、学部の名称は教育学部（Faculty of Education）、課程の名称は学校教育教員養成課程（Training Course for School Teachers）、学位の名称は学士（教育学）（Bachelor of Education）とする。こ

これらの名称は教員養成に関する学部及び課程、学位の名称として広く用いられているものであり、その英語表記も一般に通用しているものである。また、各コースの名称は、初等・中等教育コース (Elementary and Secondary Education Course)、特別支援教育コース (Special Needs Education Course)、養護教育コース (School Health Education Course) とする。これらのコース名も、それぞれの人材養成目的及び取得させる主な教員免許状の種類を踏まえた一般的な名称であり、その英語表記も一般に通用するものである。

④ 教育課程の編成の考え方及び特色

本学部では、各コースの人材養成目的及び学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に加え、本改組計画の理念・目的を踏まえ、以下の１．の通り各コースの教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を定める。また、２．では教育課程の編成とその理由について、３．ではカリキュラムマップ（人材養成像や学位授与の方針と教育課程の編成方針の対応）について、４．では教養教育の実施方針及び教育課程編成上の工夫について述べる。

１．各コースの教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

<初等・中等教育コース>

初等・中等教育コースでは、①-2-1) に示した通り、広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした小・中学校教員の養成のため、必要な基礎的・専門的な知識・技術を修得させ、併せて主体的な課題探究能力を育成することを目的とし、②に示したような特色ある教育を行い、①-2-2) に示した学位授与の方針に基づき学士（教育学）の学位を授与する。そのため、以下の方針に基づき教育課程を編成する。

- ・初等・中等教育（小学校専攻においては主として初等教育、教科に関する専攻においては主として中等教育）の指導者としての指導力を高めるため、「教育実習」等における実践的な学びを中心に、これと関係づけながら専門教育科目を学修することができる。
- ・「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」を体系的、段階的にバランスよく学修することができる。
- ・教科・領域横断的な視点から新たな価値を創出する教育プロジェクトやチームとしての学校を実現するために必要なコーディネート力、コミュニケーション力の育成に係る授業科目を履修することができる。

<特別支援教育コース>

特別支援教育コースでは、①-2-1) に示した通り、広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした特別支援教育の指導者の養成のため、必要な基礎的・専門的な知識・技術を修得させ、併せて主体的な課題探究能力を育成することを目的とし、②に示したような特色ある教育を行い、①-2-2) に示した学位授与の方針に基づき学士（教育学）の学位を授与する。そのため、同コースでは、以下の方針に基づき教育課程を編成する。

- ・特別支援教育の指導者としての指導力を高めるため、「教育実習」等における実践的な学

びを中心に、これと関係づけながら専門教育科目を学修することができる。

- ・「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「特別支援教育に関する科目」、「教科及び教科の指導法に関する科目」を体系的、段階的にバランスよく学修することができる。
- ・教科・領域横断的な視点から新たな価値を創出する教育プロジェクトやチームとしての学校を実現するために必要なコーディネート力、コミュニケーション力の育成に係る授業科目を履修することができる。

<養護教育コース>

養護教育コースでは、①-2-1) に示した通り、広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした養護教諭の養成のため、必要な基礎的・専門的な知識・技術を修得させ、併せて主体的な課題探究能力を育成することを目的とし、②に示したような特色ある教育を行い、①-2-2) に示した学位授与の方針に基づき学士（教育学）の学位を授与する。そのため、同コースでは、以下の方針に基づき教育課程を編成する。

- ・養護教諭としての指導力を高めるため、「教育実習」、「臨床実習」等における実践的な学びを中心に、これと関係づけながら専門教育科目を学修することができる。
- ・大学病院などの医療機関での「臨床実習」や保健所などの公的機関の見学や専門職の方の講義を受けることにより、実践的な医学、看護学の知識を修得するとともに、必要に応じ学校と外部の専門機関との間でコーディネーターを務める力を身につけることができる。
- ・「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「養護に関する科目」、「教科の指導法に関する科目」を体系的、段階的にバランスよく学修することができる。
- ・教科・領域横断的な視点から新たな価値を創出する教育プロジェクトやチームとしての学校を実現するために必要なコーディネート力、コミュニケーション力の育成に係る授業科目を履修することができる。

2. 教育課程の編成とその理由

1) 科目区分

本学部で履修させる授業科目の科目区分は、【資料 10】の通りとする。このうち、教養教育科目の区分は、幅広く深い教養、国際的対話力、情報化への対応能力及び主体的な課題探究能力を備えた人材の育成を目的とし、7つの学修成果（豊かな教養、確かな専門性、創造的な知性、社会的な実践力、グローバルな視野、情報通信技術の活用力、汎用的な知力）の達成を目標とする本学の学士課程全体の方針に即して設定されている。また、専門教育科目の区分は、広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした小学校教員、中学校教員、特別支援教育の指導者、養護教諭等の養成を目指す本学部各コースの人材養成目的及び学位授与の方針、教育課程の編成方針を踏まえ、教育職員免許法の規定に即して設定する。なお、【資料 10】で下線を付した「大学が独自に設定する科目」は、本改組計画の理念・目的に鑑み、新設又は位置づけを変更した科目である。

2) 科目構成、必修・選択・選択必修の区別、単位数、開講年次等

本学部の専門教育科目の科目構成、必修・選択・選択必修の区別、単位数、開講年次等は、①-2に示した各コースの人材養成目的及び学位授与の方針、④-1に示した各コースの教育課程編成の方針並びに教育職員免許法の規定に鑑み、【資料 11-1-1】～【資料 13-3】の通りとする。科目構成、必修・選択・選択必修の区別、単位数、開講年次等の詳細な設定理由については、以下の3)及び4)で人材養成目的及び改組の理念・目的との関係を踏まえ説明する。

3) 各科目と人材養成目的及び教育上の目的との関係

＜初等・中等教育コース＞

初等・中等教育コースでは、広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした小・中学校教員の養成のため、必要な基礎的・専門的な知識・技術を修得させ、併せて主体的な課題探究能力を育成することを目的とする。同コースの科目編成等は、この目的を達成するため、卒業要件として取得させる教員免許状の種類に応じ、以下のような理由に基づき設定する。

(小学校専攻)

小学校専攻では、小学校低学年から高学年までの「児童理解」を基盤として、全教科の教科指導や生活指導、学級経営を行う力をバランスよく有する教員を養成することに特に力を置き、免許状の取得に関しては、小学校教諭免許状（一種）の取得を卒業要件とする。そのため、同専攻では、1～3年次に必修科目から順次開講される「教育の基礎的理解に関する科目等」（【資料 11-1-1】）において、児童理解や生活指導、学級経営に関する知識・理解を深めさせる。教科指導については、1～3年次前学期（附属学校及び連携協力校における教育実習の実施時期まで）に教科ごとに順次開講される「教科及び教科の指導法に関する科目」（【資料 11-1-2】）において、教科内容及び指導方法に関する知識・理解を深めさせる。その際、同一教科の「教科に関する専門的事項」と「教科の指導法」を同一学期または連続した学期に開講し、両者を相互に関連づけて履修できるよう工夫する。以上の科目については、教育職員免許法上の規定を満たすよう単位数を設定し、必修指定を行う。

また、小学校専攻では、「大学が独自に設定する科目」（【資料 11-1-3】）のうち「教職実践基礎セミナー」を1年次に必修科目として履修させ、熊本市内の連携協力校における教職体験等により教職への意欲・関心を高める。中等教育との接続を視野に入れながらも、小学校における教科等の枠を超えた総合的な視点から、現代的教育課題を踏まえた教育活動・学習等の指導ができる教員の養成を目指す。そのため、大人数の講義として開講されてきた旧小学校教員養成課程の教科内容に関する必修科目単位数を削減し、いずれも少人数クラスで、現代的教育課題や教科・領域横断的なテーマについて探究する「初等教育課題探究」と、教育実習との接続・往還を視野に入れて教科等の指導のあり方を探究する「小学校教科指導探究」を新設・必修化し、3年次の教育実習の前後に履修させることにより、理論と実践の往還を促すとともに、教科・領域横断的な学びを経験さ

せる。1 課程に統合することに伴い授業担当者の組み合わせも柔軟になり、各課題に対応した教科を超えた複数名の教員により授業を提供することが容易となる。

「小学校教科指導探究」は、3 年次前学期に少人数の演習形式の授業として開講し、3 年次前学期～後学期前半の教育実習に向け、教材研究及び模擬授業を通じた指導力向上を図る。同科目では、1・2 年次での学部の授業で習得した教職・教科の指導法・教科内容等に関する知識・技能を、授業実践の観点から捉え直し、教育実習において活用できるよう導くことにより、理論と実践の往還を促す。

「初等教育課題探究」は、3 年次後学期後半に少人数の演習形式の授業として開講し、3 年次前学期～後学期前半の教育実習の経験を踏まえ、小学校教員として持続可能な開発目標（SDGs）やそれと深く関連する未来社会の姿（Society5.0）に関する探究学習を実施する上で、必要な教材研究の方法及び指導方法についての考察を深めることを目的とする。授業テーマは、受講者自身の問題意識や教育実習での経験に即して、いじめや不登校、発達障害、地球環境問題、子どもの貧困、防災・減災教育、STEAM 教育等から選択させる。授業テーマの例としては、「学級経営の探究－わくわく楽しい学級づくりのために－」、「小学校における宿題のあり方について考える」、「SDGs を題材にした総合学習の指導計画について考える」、「SDGs 目標 7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」に関する探究学習」、「SDGs 目標 10「人や国の不平等をなくそう」を題材に、身近にある格差について考える」等が考えられる。授業方法としては、調査、プレゼンテーション、ディスカッション、ジグソー法等を取り入れ、アクティブラーニングの視点からの実践的指導力の向上を図る。

加えて、同専攻では、1・2 年次の選択科目として「熊本・学びの最前線Ⅰ」及び「同Ⅱ」を開講し、ICT 活用、インクルーシブ教育、防災教育、「チーム学校」に関する取組、熊本県内の各地域（へき地を含む）の学校の取組など、教育現場の最新の動きに触れる機会を設ける。「教育実践研究指導法演習」では、公民館など社会教育施設と連携した教育活動を通して、「教育臨床体験演習」では、不登校児童・生徒に対する支援活動を通して、社会に開かれた教育や個に応じた教育のあり方について学ぶ機会を設ける。なお、学校推薦型選抜Ⅱの地域枠（新設）による入学者については、地域の教育ニーズに密着した形で教員養成を行うため、「熊本・学びの最前線Ⅰ」及び「同Ⅱ」を必修とする。

以上に加え、小学校専攻では、教育学及び心理学に関する理論面・方法面の探究を深めることを希望する学生のために、2 年次以降に選択科目として「教育学専修に関する科目」（【資料 11－1－4】）及び「心理学専修に関する科目」（【資料 11－1－5】）を開講するほか、幼稚園教諭免許状や社会教育士の称号、公認心理師受験資格の取得に必要な授業科目（卒業要件外）を開講する。加えて、教科に関する専攻や特別支援教育コースの開講科目を履修することにより、中学校教諭免許状、高等学校教諭免許状、特別支援学校教諭免許状（二種）等を併せて取得することを可能にし、多様化する教育現場のニーズに対応できる教員を養成する。

（教科に関する専攻）

初等・中等教育コースのうち、教科に関する専攻（国語専攻、社会専攻、数学専攻、理科

専攻、英語専攻、実技系専攻)では、当該教科に関する自らの「深い学び」の経験を通して、児童・生徒の「深い学び」を指導・支援できる教員を養成することに特に力点を置き、免許状の取得に関しては、中学校教諭免許状(一種)の取得を卒業要件とする。

そのため、1～3年次に必修科目から順次開講される「教育の基礎的理解に関する科目等」(【資料 11-2-1】)において、教科指導の前提となる児童・生徒理解や生活指導、学級経営に関する知識・理解を深めさせる。教科指導については、各専攻で1～3年次に開講される「教科及び教科の指導法に関する科目」(【資料 11-2-3】～【資料 11-2-7】及び【資料 11-2-8-2】～【資料 11-2-8-6】)において、それぞれが免許取得を目指す教科の内容や指導方法に関する知識・理解を深めさせる。特に、2～3年次に必修科目として開講される「教科の指導法」とその関連科目では、可能な限り SDGs や Society5.0 等の理念に関連する内容を取り扱うとともに、3年次の教育実習の前後には、理論面・方法面の知識・理解と教育実習での経験とを相互に結びつける指導を行い、理論と実践の往還を促す。以上の科目については、教育職員免許法上の規定を満たすよう単位数を設定し、必修指定を行う。加えて、4年次の「卒業論文」に至る指導により、当該教科に関する「深い学び」を自ら経験させ、児童・生徒の「深い学び」を指導・支援できるようにする。

また、選択科目として、「大学が独自に設定する科目」(【資料 11-2-2】)の受講を可能にし、1年次の「教職実践基礎セミナー」では、熊本市内の連携協力校における教職体験等により早期から教職意識を高める機会を設ける。小学校における教科担任制や熊本でも導入が進む小中一貫教育への対応を視野に入れ、初等・中等教育の体系的見通しを持って各教科の専門的指導ができる教員の養成を目指すため、上述した小学校専攻の新設科目「初等教育課題探究」及び「小学校教科指導探究」については、課程統合により同一のコースの下に置かれたこれらの専攻からの受講を推奨する。さらに、1・2年次の選択科目として「熊本・学びの最前線Ⅰ」及び「同Ⅱ」を開講し、ICT 活用、インクルーシブ教育、防災教育、「チーム学校」に関する取組、熊本県内の各地域(へき地を含む)の学校の取組など、教育現場の最新の動きに触れる機会を設ける。「教育実践研究指導法演習」では、公民館など社会教育施設と連携した教育活動を通して、「教育臨床体験演習」では、不登校児童・生徒に対する支援活動を通して、社会に開かれた教育や個に応じた教育のあり方について学ぶ機会を設ける。加えて、実技系専攻においては、同専攻固有の「大学が独自に設定する科目」(【資料 11-2-8-1】)として「実技系教科指導探究Ⅰ」及び「同Ⅱ」を必修科目とし、専攻の大括り化のメリットを生かし、教科・領域横断的な視点から新たな価値を創出する教育プロジェクト(STEAM 教育を含む)に関する指導を行う。また、音楽、美術、保健体育、技術、家庭の教員がペアを組み授業を提供することで、複合的な教育プロジェクトを学生に提供することができる。これは、幼児期の子どもたちの発達の姿(健康な心と体、自立心、共同性、社会生活とのかかわり、思考力の芽生え、自然とのかかわり、数量や図形、標識や文字への興味・関心、言葉による伝えあい、豊かな感性と表現など)を具体的にイメージしながら、それぞれの子どもが持っている可能性を拓く教育の方法について、実技系科目の観点から吟味・検討するプロジェクト型学習科目である。その際、SDGs 4「質の高い教育」を

目標に、10 のターゲットのうち選択可能なターゲット（質の高い就学前教育とは、質の高い初等教育とは、質の高い中等教育とは、海外教員研修生のための質の高い教育とは、等）を選んで、専門の異なる実技系専攻の学生たちがそのターゲットをどのように解決して行くか、各自の専門とする実技の実践を通して、あるいは他の専門的実技との協働を通してなど、複数の組み合わせを行いながら、質の高い教育プログラムとその評価の方法を併せて共創するようなプロジェクト型授業を実施する。さらに、実技系教科の小学校教科担任制や熊本でも導入が進む小中一貫教育への対応、小規模校での複数教科の担当などを視野に入れ、初等・中等教育の体系的見通しを持って各実技系教科の専門的指導ができる教員の養成を目指すため、複数の実技系教科間で複数の教員免許を取得できるよう、専攻内で異なる教科の履修がしやすい弾力的なカリキュラム編成とする。

以上に加え、教科に関する専攻では、小学校専攻や特別支援教育コースの開講科目を履修することにより、幼稚園教諭免許状、小学校教諭免許状、高等学校教諭免許状、特別支援学校教諭免許状（二種）等を併せて取得することを可能にし、多様化する教育現場のニーズに柔軟に対応することができる教員を養成する。

＜特別支援教育コース＞

特別支援教育コースでは、広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした特別支援教育の指導者の養成のため、必要な基礎的・専門的な知識・技術を修得させ、併せて主体的な課題探究能力を育成することを目的とする。そのため、同コースでは、1～3年次に必修科目から順次開講される「教育の基礎的理解に関する科目等」（【資料 12-1】）において、学校教育全体の基本となる児童・生徒理解や生活指導、学級経営に関する知識・理解を深めさせる。1～3年次に開講される「特別支援教育に関する科目」（【資料 12-2】）においては、特別支援教育の指導者に必要な特別支援教育の基礎理論や各領域、指導方法に関する知識・理解を深めさせるとともに、3年次の教育実習の前後には、理論面・方法面の知識・理解と教育実習での経験とを相互に結びつける指導を行う。以上の科目については、教育職員免許法上の規定を満たすよう単位数を設定し、必修及び選択必修の指定を行う。なお、基礎免許（小学校教諭免許状又は中学校教諭免許状）については、初等・中等教育コースの開講科目を受講させる。

また、選択科目として、「大学が独自に設定する科目」（【資料 12-3】）の受講を可能にし、1年次の「教職実践基礎セミナー」では、熊本市内の連携協力校における教職体験等により早期から教職意識を高める機会を設ける。さらに、1・2年次の選択科目として「熊本・学びの最前線Ⅰ」及び「同Ⅱ」を開講し、ICT活用、インクルーシブ教育、防災教育、「チーム学校」に関する取組、熊本県内の各地域（へき地を含む）の学校の取組など、教育現場の最新の動きに触れる機会を設ける。「教育実践研究指導法演習」では、公民館など社会教育施設と連携した教育活動を通して、「教育臨床体験演習」では、不登校児童・生徒に対する支援活動を通して、社会に開かれた教育や個に応じた教育のあり方について学ぶ機会を設ける。

以上に加え、特別支援教育コースでは、初等・中等教育コースの開講科目を履修することにより、幼稚園教諭免許状、小学校教諭免許状（中学校を基礎免許とする場合）、中学校教諭免許状（小学校を基礎免許とする場合）、高等学校教諭免許状等を併せて取得することを可能にし、多様化する教育現場のニーズに柔軟に対応することができる教員を養成する。

＜養護教育コース＞

養護教育コースでは、広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした養護教諭の養成のため、必要な基礎的・専門的な知識・技術を修得させ、併せて主体的な課題探究能力を育成することを目的とする。そのため、同コースでは、1～3年次に必修科目から順次開講される「教育の基礎的理解に関する科目等」（【資料13-1】）において、学校教育全体の基本となる児童・生徒理解や生活指導、学級経営に関する知識・理解を深めさせる。1～3年次に開講される「養護に関する科目」（【資料13-2】）においては、養護教諭に必要な医科学・看護学や教育保健（学校保健、養護概論、健康相談、公衆衛生学等）の各分野に関する知識・理解を深めさせるとともに、「教科の指導法」において保健科の指導方法を学ばせ、養護実習の前後には、理論面・方法面の知識・理解と実習での経験とを相互に結びつける指導を行う。また、大学病院などでの「臨床実習」により、実際の医療現場において、医学、看護学について実践的に学ばせる。

また、「大学が独自に設定する科目」（【資料13-3】）のうち「熊本・学びの最前線Ⅰ」及び「同Ⅱ」においては、ICT活用、インクルーシブ教育、防災教育、「チーム学校」に関する取組、熊本県内の各地域（へき地を含む）の学校の取組など、教育現場の最新の動きに触れる機会を提供する。特に、本県においては、近年、地震や豪雨などの災害が続いたことから、地域の関係諸機関との連携に基づく防災教育のニーズが高く、これに関連して「チーム学校」において養護教諭が果たす役割を学ぶことは非常に重要である。加えて、「教育実践研究指導法演習」では、公民館など社会教育施設と連携した教育活動を通して、「教育臨床体験演習」では、不登校児童・生徒に対する支援活動を通して、社会に開かれた教育や個に応じた教育のあり方について学ぶ機会を設ける。

4) 各コース・専攻における「大学が独自に設定する科目」の位置づけ

「大学が独自に設定する科目」は、本改組計画の理念・目的に鑑み、コース・専攻の垣根を超え、理論と実践の往還を促進するとともに、教科・領域横断的な視点からの学びやチーム学校に関わる学びを強化するため、新設あるいは位置づけを変更した科目である。これには、「初等教育課題探究」、「小学校教科指導探究」、「実技系教科指導探究Ⅰ」及び「同Ⅱ」（以上は新設科目）、地域の教育現場や熊本県・市教育委員会との連携に基づいて実施される「教職実践基礎セミナー」、「熊本・学びの最前線Ⅰ」及び「同Ⅱ」（「プレゼンテーション演習Ⅰ」及び「同Ⅱ」から名称変更）、附属教育実践総合センターが運営の中心となる「教育実践研究指導法演習」、「教育臨床体験演習」がある。

このうち、「初等教育課題探究」（1単位）は、1クラス20名程度までの演習形式の授業

として3年次後学期に開講し、いじめや発達障害などの現代的教育課題や学級経営、SDGs や STEAM 教育、防災・減災教育、チーム学校等、幅広く多様なテーマを扱う教科・領域横断的な内容とする。また、「小学校教科指導探究」（1単位）は、同じく3年次前学期に1クラス20名程度までの演習形式の授業として開講し、3年次に実施される附属小学校及び協力小学校での教育実習との接続を意識した教材研究及び模擬授業等を行い、理論と実践の往還を促進する。さらに、「実技系教科指導探究Ⅰ」及び「同Ⅱ」（各1単位）は、3年次前学期に開講し、実技系5教科の連携に基づく教科・領域横断的な内容（STEAM 教育を含む）を含め、教育実習との接続を意識した教材研究及び模擬授業等を行う。

「教職実践基礎セミナー」（2単位）は、1クラス20名程度までの演習形式の授業として1年次に開講し、熊本市教育委員会との連携に基づき、近隣の公立小・中学校での教職体験等を実施しているものである。また、「熊本・学びの最前線Ⅰ」及び「同Ⅱ」は、熊本県・市教育委員会等からの講師派遣に基づき、教育現場の最新の取組を紹介してきた「プレゼンテーション演習Ⅰ」及び「同Ⅱ」を名称変更し、1年次後学期及び2年次後学期に開講するものである。さらに、「教育実践研究指導法演習」は、文部科学省から予算配分があるフレンドシップ事業（公民館等の社会教育施設での子どもを対象とする行事等の企画・運営）を単位化したもの、「教育臨床体験演習」は、不登校児童・生徒への支援に関する熊本市との連携事業を単位化したものであり、いずれも附属教育実践総合センターが中心となって運営するものである。

これらの科目の多くは、コース・専攻を超えて受講することが可能であり、協働的な学びの場となることが期待される。なお、各コースにおけるこれらの科目の位置づけ（必修、選択、選択必修の区別）は、【資料14】の通りである。

5) 各コース・専攻における授業内容等の工夫

「大学が独自に設定する科目」以外にも、各コース・専攻の開講科目において、改組の理念・目的を踏まえた授業内容等の工夫を行う。【資料15】に、各コース・専攻における取組の例として、1. 理論と実践の往還及び習得・活用・探究のサイクル、2. 教科・領域横断的な視点から新たな価値を創出する教育プロジェクト、3. チームとしての学校を実現するために必要なコーディネート力、コミュニケーション力の養成に関連する事項（すでに実施されているものを含む）をまとめる。

4課程を1課程に統合し、3コース化することにより、初等・中等教育コースに開設されている幼稚園科目（幼児教育指導法）を特別支援教育コースにおいても履修可能とし、以下の(1)(2)(3)に掲げる初等教育の理解を起点として、各コースでの学習内容を重層的なものにする。初等・中等教育コースについては、(1)幼児が自らの五感を働かせながら感覚を研ぎ澄ませ、豊かな体験を通して周りの世界についての知識を身に付け、(2)仲間どうし気付いたことやできるようになったことを試したり、工夫したり、表現しあったり、考えあったりしながら、(3)学びに向かう力や人間性をお互いに築き合い高め合えるような保育について理解を深めながら、就学後児童期前半（小学1、2年生）における小学校生活科を中心と

した見方・考え方や資質・能力の発達、さらには児童期中盤（小学3、4年生）以降に展開される各教科の特質に応じた見方・考え方や資質・能力の発達にどのように繋がって行くのか、さらには中学生以降のそれぞれの発達へと有機的に変化して行くのかについて学修する。その上で、初等・中等教育全般にわたって、SDGs の学習を通した段階的な学習と教育方法との重層的な関係について理解を深められるようにカリキュラムが編成されている。

また、従来課程別に編成されていた教職実践演習（4年次）についても、コース化することにより、他コースの教員も履修内容の構成や運営に協働で参加できるようになり、すべてのコースの学生は、学校教育全体を俯瞰しながら、各コースにおいて十分に学修できなかった内容についても補完することが可能になる。あるいは、通常の学級に在籍する小学生・中学生のうち発達障害の可能性のある特別な教育的支援が必要な子どもが年々増加傾向にあることを踏まえ、小学校教諭免許状、中学校教諭免許状を取得する学生についても、特別支援学校教諭免許状に必要な知識や教育方法が身に付けられるように、教育の基礎的理解に関する科目等において「特別支援教育原理」を必修とし、特別支援教育についての対応を行う。

3. カリキュラムマップ（人材養成像や学位授与の方針と教育課程の編制方針の対応）

本学部では、①-2 及び④-1 に示した通り、コースごとに取得する教員免許状の種類が異なり、人材養成像、学位授与の方針、教育課程の編成方針にも差異がある。そのため、ここではコースごとにカリキュラムマップ（【資料 16-1】～【資料 18】）を示し、人材養成像を踏まえた学位授与の方針と教育課程の編成方針の対応について説明する。

<初等・中等教育コース>

初等・中等教育コースのカリキュラムマップは【資料 16-1】～【資料 16-3】の通りである（取得する教員免許状の種類に応じ、小学校専攻、教科に関する専攻（実技系以外）、実技系専攻について作成）。また、これらのカリキュラムマップは、以下に示す学位授与の方針及び教育課程の編成方針の要件を踏まえて構成されている。

（学位授与の方針に含まれる要件）（再掲）

- ・発達途上にある児童・生徒を小・中学校教員（小学校専攻においては主として小学校教員、教科に関する専攻においては主として中学校教員）としての専門的立場から理解し、実践的に指導することができる。
- ・現代的教育課題（いじめ・不登校への対応、インクルーシブ教育、ICT 活用等）に関する専門的知識を身につけ、課題を分析し解決することができる。
- ・教科等に関する専門的知識及び実践的指導力（SDGs や Society5.0 等の理念を踏まえた指導を行う力を含む）を身につけ、児童・生徒の「深い学び」を指導・支援できる。
- ・教育上の諸問題を広い視野で多面的に捉え、学校内外の関係者と協働しながら、チーム学校の一員として問題を解決していくためのコミュニケーション能力を身につけ、発揮することができる。

(教育課程の編成方針に含まれる要件) (再掲)

- ・初等・中等教育（小学校専攻においては主として初等教育、教科に関する専攻においては主として中等教育）の指導者としての指導力を高めるため、「教育実習」等における実践的な学びを中心に、これと関係づけながら専門教育科目を学修することができる。
- ・「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」を体系的、段階的にバランスよく学修することができる。
- ・教科・領域横断的な視点から新たな価値を創出する教育プロジェクトやチームとしての学校を実現するために必要なコーディネート力、コミュニケーション力の育成に係る授業科目を履修することができる。

<特別支援教育コース>

特別支援教育コースのカリキュラムマップは【資料 17】の通りである。また、このカリキュラムマップは、以下に示す学位授与の方針及び教育課程の編成方針の要件を踏まえて構成されている。

(学位授与の方針に含まれる要件) (再掲)

- ・特別な支援を必要とする児童・生徒を特別支援教育の専門的立場から理解し、実践的に指導することができる。
- ・現代的教育課題（いじめ・不登校への対応、インクルーシブ教育、ICT活用等）に関する専門的知識を身につけ、課題を分析し解決することができる。
- ・特別支援教育に関する高い専門性と指導力、リーダーシップとコーディネート力を身につけ、特別支援学校教諭として勤務するほか、特別支援学級や通級指導教室を含めた学校全体の特別支援教育を推進していくことができる。
- ・教育上の諸問題を広い視野で多面的に捉え、学校内外の関係者と協働しながら、チーム学校の一員として問題を解決していくためのコミュニケーション能力を身につけ、発揮することができる。

(教育課程の編成方針に含まれる要件) (再掲)

- ・特別支援教育の指導者としての指導力を高めるため、「教育実習」等における実践的な学びを中心に、これと関係づけながら専門教育科目を学修することができる。
- ・「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「特別支援教育に関する科目」、「教科及び教科の指導法に関する科目」を体系的、段階的にバランスよく学修することができる。
- ・教科・領域横断的な視点から新たな価値を創出する教育プロジェクトやチームとしての学校を実現するために必要なコーディネート力、コミュニケーション力の育成に係る授業科目を履修することができる。

<養護教育コース>

養護教育コースのカリキュラムマップは【資料 18】の通りである。また、このカリキュラムマップは、以下に示す学位授与の方針及び教育課程の編成方針の要件を満たすよう構

成されている。

(学位授与の方針に含まれる要件)(再掲)

- ・発達途上にある児童・生徒の体と心の問題を養護教諭としての専門的な立場から理解し、実践的に対応・指導し、必要に応じて、医療機関との連携を行うことができる。
- ・病気のため、外来、あるいは入院治療を行なっている児童・生徒、退院し学校に復帰した児童・生徒の心身のケアを行うことができる。
- ・健康管理、健康教育、健康相談活動に関する専門的知識を身につけ、子どもの体と心の健康教育・管理を行い、それぞれの子どもの状態・事情に応じた発育・発達の支援を行うことができる。
- ・各学校・地域の事情や、感染症の流行などの健康問題の発生に応じて、実態を調査し、対策や指導計画を立案することができる。
- ・学校内外の関係者と協働するためのコミュニケーション能力を身につけ、学校保健活動の中心となる保健室を運営するとともに、専門家や専門機関との連携のコーディネーター的な役割を担い、チーム学校の運営に貢献することができる。

(教育課程の編成方針に含まれる要件)(再掲)

- ・養護教諭としての指導力を高めるため、「教育実習」、「臨床実習」等における実践的な学びを中心に、これと関係づけながら専門教育科目を学修することができる。
- ・大学病院などの医療機関での「臨床実習」や保健所などの公的機関の見学や専門職の方の講義を受けることにより、実践的な医学、看護学の知識を修得するとともに、必要に応じ学校と外部の専門機関との間でコーディネーターを務める力を身につけることができる。
- ・「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「養護に関する科目」、「教科及び教科の指導法に関する科目」を体系的、段階的にバランスよく学修することができる。
- ・教科・領域横断的な視点から新たな価値を創出する教育プロジェクトやチームとしての学校を実現するために必要なコーディネート力、コミュニケーション力の育成に係る授業科目を履修することができる。

4. 教養教育の実施方針及び教育課程編成上の工夫

本学部入学者に履修させる授業科目のうち、教養教育科目の各科目区分に属する科目については、幅広く深い教養、国際的対話力、情報化への対応能力及び主体的な課題探究能力を備えた人材の育成を目的とする本学の学士課程全体の方針に基づき、本学が定める7つの学修成果(豊かな教養、確かな専門性、創造的な知性、社会的な実践力、グローバルな視野、情報通信技術の活用力、汎用的な知力)達成すべく編成・実施された教育課程の一環として、大学教育統括管理運営機構が定める方針(【資料19】)に従い実施されている。

また、本学部入学者については、広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした小学校教員、中学校教員、特別支援教育の指導者、養護教諭等の養成を目指す本学部の人材養成目的及び学位授与の方針に鑑み、教養教育の卒業要件単位を【資料20】の通り定める。

⑤ 教員組織の編成の考え方及び特色

本学部の教員は、附属教育実践総合センター及び本学に付置されている特別支援教育特別専攻科及び養護教諭特別別科の担当教員を含め、【資料 21－1】（申請時）及び【資料 21－2】（設置時）に示す各分野・講座に所属している。これらの分野・講座には、設置時（令和 4（2022）年 4 月）には計 73 名（採用手続き中の 1 名を含む。）の教員を配置し、大学設置基準及び教職課程認定基準に照らして必要な教員数を充足するとともに、各分野・講座の指導学生数に見合った教員数を確保する計画である。また、【資料 21－2】に併せて示す通り、設置後から完成（令和 8（2026）年 3 月）までに計 13 名の教員が定年退職する予定であるが、この間、前年度の退職者数に見合う数の教員を順次補充し、全体として設置時の教員数を維持する計画である。その際、各分野・講座の教員配置については、大学設置基準及び教職課程認定基準に鑑み、運営に支障が出ないよう調整していく。

各コースの教育課程を運営するため、初等・中等教育コースのうち小学校専攻（幼稚園教諭免許状取得に係る教育課程を含む）については、教育学と心理学の 2 講座と、教科教育の各講座から必要専任教員を配置する。また、教科に関する専攻については、教科教育の各講座から必要専任教員を配置する。さらに、特別支援教育コースと養護教育コース及び特別支援教育特別専攻科と養護教諭特別別科については、それぞれ特別支援教育講座と養護教育講座から必要専任教員を配置する。加えて、各講座に 1 名以上の教授を置くこととする。以上により、教職課程認定上の必要教員数を満たし、各コースの教育課程を運営することとするが、教育課程に対する教員配置の詳細については教職課程認定変更届及び課程認定申請（幼稚園教諭及び小学校教諭）に記載の通りとする。

改組後、このような教員配置を維持し、かつ教育及び研究の質を維持するため、本学部では、国立大学法人熊本大学教員選考基準（【資料 22】）及び大学により承認された教育学部及び教育学研究科の教員選考基準（【資料 23】）に基づく教員人事を行う。教員選考基準は、本学部が多様な専門分野（教育学系、人文社会科学系、自然科学系、生命科学系、芸術・スポーツ系など）の教員の協働により支えられていること、研究力に加え、学校教育の現場での実務経験を有する教員を可能な限り多く確保する必要があることなどに配慮したものとなっている。教員人事は、各講座からの要請を踏まえ、学部長のイニシアティブの下、教員の所属先（研究科又は研究部）及び大学との協議に基づき、当該部局に選考委員会を設置するという形で実施される。

なお、改組後の完成の時点（令和 8（2026）年 3 月）においては、各分野・講座の教員の年齢構成は【資料 24】の通りとなる見込みである。上述したように、改組後から完成まで、前年度の退職者数に見合う数の教員を順次補充し、全体として設置時の教員数を維持する計画であるが、本学の規定（国立大学法人熊本大学職員就業規則第 21 条）により、専任教員の定年は 65 歳と定められており、改組後もそれ以下の年齢の教員によって教員組織を構成する計画である。

⑥ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

本学部では、各コースの人材養成目的及び教育上の目的、学位授与の方針、教育課程編成の方針を踏まえて教育課程を編成し（教育課程の編成については【資料 16－1】～【資料 18】のカリキュラムマップを参照）、授業科目（科目区分及び科目構成等については【資料 10】～【資料 13－3】を参照）を配置し、科目区分ごとの教育方法、履修指導方法については以下のように設定する。

1～2年次には、本学が定める7つの学修成果（豊かな教養、確かな専門性、創造的な知性、社会的な実践力、グローバルな視野、情報通信技術の活用力、汎用的な知力）を目的とした教養教育科目を履修させる。大学生活の基礎となるリテラシーを身につけさせるため、外国語科目や情報科目は必修とされている。また、教養教育科目のうち、リベラルアーツ科目については、人文社会科学系・自然科学系・生命科学系の諸学問にバランス良く触れることができるパッケージ制が導入されており、1科目あたりの受講者数が概ね160名以内となるよう工夫されている。

これと並行し、「教育の基礎的理解に関する科目」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「特別支援教育に関する科目」、「養護に関する科目」等については、1年次から順次開講し、教育実習（主として3年次に実施）を中心とする「教育実践に関する科目」における実践に必要な知見と技能を習得させる。

「教育の基礎的理解に関する科目」など、受講者が大人数となるコース共通の必修の講義については、2クラス設置し、1クラスの人数が概ね120名以内になるようにする。また、講義形式の授業においても、授業内容において実践事例を取り上げ、グループワーク、プレゼンテーションなどのアクティブラーニングの手法を取り入れるなど、理論と実践の往還を促す工夫をする。

「教科及び教科の指導法に関する科目」、「特別支援教育に関する科目」、「養護に関する科目」、「教育学専修に関する科目」、「心理学専修に関する科目」等、各コースの専門教育科目では、各コース・専攻が目指す人材養成のために講義、演習、実習、実験等を行うが、理論と実践の往還や技能習得のため、教員と学生との双方向的なやり取りを重視し、それを可能にする学生数とする。3年次後学期以降の専門教育科目では、教育実習における実践についての省察や4年間の学びの総括としての卒業論文研究を行う。

「大学が独自に設定する科目」である教職実践基礎セミナー、初等教育課題探究、小学校教科指導探究、実技系教科指導探究Ⅰ及び同Ⅱについては、1クラスが10～20名になるように設定し、学生の主体的な問題解決を中心とした授業を行う。このことにより、「教育の基礎的理解に関する科目」や「教科及び教科の指導法に関する科目」等において学んだ内容が教育実習等における実践に活かされるよう工夫する。

「教育実践に関する科目」については、1年次には実践への導入に当たる1年次教育実習、2年次には授業実践を観察する2年次教育実習を行い、附属学校及び連携協力校等において実施される3年次教育実習・障害児教育実習・養護実習（養護教育コースにおいては4年次にも実施）及び副免許取得に関わる4年次教育実習につなげる。また、4年次後学期には、教職実践演習において教育実践に関する学びの省察を行う。

以上のような一連の学びについては、2年次と3年次の終了時と4年次の教職実践演習の履修前に学生個人で省察し、履修カルテに記入する。そして、理論と実践の往還を促すという観点から、各学生の担当教員が履修カルテの内容に関する評価と助言を行う。

卒業要件は、本学における教養教育の履修単位数と各コースの主免許取得に必要な単位数に加えて、大学が独自に設定する科目、各コースの専門性の育成に必要な科目および卒業論文研究等の単位数を加えた125単位とする。

履修モデルは、各コース・専攻のカリキュラムを基本とし、必要に応じ、所属コース・専攻のカリキュラムに他のコース・専攻のカリキュラムを組み合わせたものとする。学校現場においては、小学校と中学校あるいは小学校と特別支援学校などの複数の免許の取得が期待されているため、各コース・専攻のカリキュラムマップを組み合わせ、4年間で複数の免許取得が可能な履修モデルを提示する（【資料25】～【資料27】）。また、時間割は別添の通りである（【資料28】）

なお、本学部では、単位の実質化を図るため、教養教育科目について、履修登録の上限を前学期8単位、後学期は前学期修得単位数を含め16単位とする。専門教育については、小・中一貫教育等に対応した複数免許の取得を促進する必要があることや、理論と実践の往還の実現のため教育実習を早期化する計画であることから、一律に履修科目の登録上限を設ける代わりに、修得単位数やGPAを目安として、履修科目数に見合った学修時間が確保されていない可能性がある学生をリストアップし、指導教員による個別指導を行うことにより、履修科目数の適正化及び学修時間の確保に努める。

⑦ 施設、設備等の整備計画

ア 校地、運動場の整備計画

本学部の主要な利用施設としては、熊本大学黒髪北地区の黒髪北N9（教育学部西棟）、黒髪北N10（教育学部本館）、黒髪北N11（教育学部東棟及び教育学部窯業実習室）、黒髪北N7（教育学部音楽棟）、黒髪北N8（教育学部実習工場）、黒髪北E8（教育学部東教室）、京町地区の附属教育実践総合センター等を使用する。その他、全学共用施設として、熊本大学グラウンド（陸上競技場、サッカー場、ラグビー場）、熊本大学体育館（第1、第2、武道場）、プール、テニスコートの他、熊本大学附属図書館中央館（ラーニングコモンズ、グループ学修室等）を共同利用する。教養教育については、黒髪北E1（全学教育棟）の各教室を主に使用する（【資料29】）。

イ 校舎等施設の整備計画

本学部の専門教育科目については、履修者数や実施形態に応じ、教育学部各棟の講義室（1-A～5-A講義室（34㎡ 20名収容～235㎡ 260名収容））や小規模演習室、各講座の演習室、実験室等で実施する（【資料30】）。

このうち、学部で共同管理している21教室について、音響機器、プロジェクター、スクリーン、DVD等の設置状況は【資料30】及び【資料31】に示す通りである。大規模教室（収

容人数 100～265 人) については、必要な機材が既に設置されているが、中規模教室(収容人数 40～70 人)についても、令和 3 (2021) 年度内にスクリーンとプロジェクターを整備する計画である。また、今後、ICT 機器を活用した教育研究活動が増加することを想定し、令和 2 (2020) 年度内に「情報教育統括・管理室」を本館 2 階(設置場所は【資料 30】参照)に設置する。

学部改組の理念・目的を実現するため、新たに開設する「小学校教科指導探究」、「初等教育課題探究」、「実技系教科指導探究Ⅰ」、「同Ⅱ」の実施にあたっては、大規模・中規模教室での講義以外に、学生が少人数グループでお互いの意見を自由に言い合い、新たな価値を持った考えを練り上げ、共創しながら深い学びを実現して行く学修環境を整える必要がある。そのため、学部で共同管理している小規模教室 5 室(【資料 30】のピンク色網掛け部分。小・中学校の教室を模した模擬授業教室 2 室を含む)以外に、各講座で管理している小規模教室(【資料 30】の緑色網掛け部分)や全学共用スペースとなっている小規模教室 9 室(【資料 30】の黄色網掛け部分)も必要に応じ活用する。

これらの教室では不足する場合には、黒髪北 E 1 (全学教育棟)や文学部・法学部等の講義室を使用することも可能である。以上の施設・設備により、本学部の開講科目は十分実施可能である。

ウ 図書等の資料及び図書館の整備計画

教育学部・教育学研究科の各講座図書室・資料室所蔵の教育関係図書(5 万冊以上)、『教育』、『発達』、『子どもと教育』、『国語科教育』、『社会科教育』、『日本数学教育学会誌』、『初等理科教育』、『特別支援教育研究』、『教育と医学』等の学術雑誌(1300 種類以上)が随時活用可能である。加えて、同一のキャンパスにある熊本大学附属図書館(中央館)の所蔵図書(100 万冊以上)、雑誌(1 万 4 千種類以上)も利用可能である。

⑧ 入学者選抜の概要

1. 入学者受け入れの方針(アドミSSION・ポリシー)

本学部の入学者受け入れの方針(アドミSSION・ポリシー)は、その人材養成目的及び教育上の目的を踏まえ、以下の通りとする。

(求める学生像)

教育学部では、広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした教員の養成のため、必要な基礎的・専門的な知識・技術を修得させ、併せて主体的な課題探究能力を育成することを目的としています。このことを踏まえ、次のような人を広く求めます。

1. 教員を目指す強い意志と情熱を持ち、教育に関わる諸問題解決に真摯で意欲的な取り組みができる人
2. 自ら学ぼうとする学習意欲があり、高等学校までの教科(例えば国語・数学・外国語等)の基礎的知識・技能を活用して問題を解決できる能力を持つ人

3. 子どもの教育と社会的活動に幅広い興味と関心を有する人
4. 必要なコミュニケーション能力と協調性を備えている人
5. 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を有する人

(入学者選抜の基本方針)

教育学部では、大学入学までに身につけておくことが期待される資質・能力として、子どもの教育に対する幅広い関心と情熱、論理的思考力、コミュニケーション能力を重視しています。また、以上の学生を選抜するための基本方針として、多様な学生を評価できる入試を提供します。

- ・一般選抜では、大学入学共通テストを課すとともに、個別学力検査等で各コース・専攻に応じて、国語、数学、外国語、実技、面接等のうちから必要な科目を課し、高等学校までの教科の基礎的知識・技能と、論理的思考力・判断力・表現力等及び教職への意欲を主体として、評価・選抜を行います。なお、面接においては、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度についても評価します。
- ・学校推薦型選抜Ⅱでは、大学入学共通テストを課し、高等学校までの教科の基礎的知識・技能を評価するとともに、調査書や推薦書等を参考にしながら、コース・専攻の特性を踏まえた面接等を実施し、論理的思考力・判断力・表現力等及び教職への意欲を主体として、評価・選抜を行います。なお、面接においては、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度についても評価します。

また、各コースの入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、それぞれの人材養成目的及び教育上の目的を踏まえ、以下の通りとする。

<初等・中等教育コース>

(求める学生像)

初等・中等教育コース（小学校専攻）では、広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした小学校教員の養成のため、必要な基礎的・専門的な知識・技術を修得させ、併せて主体的な課題探究能力を育成することを目的としています。このことを踏まえ、次のような人を広く求めます。

1. 小学校教員等を目指す強い意志と情熱を持ち、教育に関わる諸問題解決に真摯で意欲的な取り組みができる人
2. 自ら学ぼうとする学習意欲があり、高等学校までの教科（例えば国語・数学・外国語等）の基礎的知識・技能を活用して問題を解決できる能力を持つ人
3. 子どもの教育と社会的活動に幅広い興味と関心を有する人
4. 必要なコミュニケーション能力と協調性を備えている人
5. 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を有する人

(入学者選抜の基本方針)

初等・中等教育コース（小学校専攻）では、大学入学までに身につけておくことが期待さ

れる資質・能力として、子どもの教育に対する幅広い関心と情熱、論理的思考力、コミュニケーション能力を重視しています。また、以上の学生を選抜するための基本方針として、多様な学生を評価できる入試を提供します。

(求める学生像)

初等・中等教育コース（教科に関する専攻）では、広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした小・中学校教員等の養成のため、必要な基礎的・専門的な知識・技術を修得させ、併せて主体的な課題探究能力を育成することを目的としています。このことを踏まえ、次のような人を広く求めます。

1. 小・中学校教員等を目指す明確な意志と情熱を持ち、教育に関わる諸問題解決に真摯で意欲的な取り組みができる人
2. 自ら学ぼうとする学習意欲があり、高等学校までの教科（例えば国語・数学・外国語等）の基礎的知識・技能を活用して問題を解決できる能力を持つ人
3. 子どもの教育と社会的活動に幅広い興味と関心を有する人
4. 必要なコミュニケーション能力と協調性を備えている人
5. 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を有する人

(入学者選抜の基本方針)

初等・中等教育コース（教科に関する専攻）では、大学入学までに身につけておくことが期待される資質・能力として、子どもの教育に対する幅広い関心と情熱、論理的思考力、コミュニケーション能力を重視しています。また、以上の学生を選抜するための基本方針として、多様な学生を評価できる入試を提供します。

<特別支援教育コース>

(求める学生像)

特別支援教育コースでは、広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした特別支援教育の指導者の養成のため、必要な基礎的・専門的な知識・技術を修得させ、併せて主体的な課題探究能力を育成することを目的としています。このことを踏まえ、次のような人を広く求めます。

1. 特別支援学校や小・中学校等において、特別な支援を必要とする子どもの教育を担う教員を目指す強い意志と情熱を持ち、特別支援教育への関心と意欲を有する人
2. 自ら学ぼうとする学習意欲があり、高等学校までの教科（例えば国語・数学・外国語等）の基礎的知識・技術を活用して問題を解決できる能力を持つ人
3. 子どもの教育と社会的活動に幅広い興味と関心を有する人
4. 必要なコミュニケーション能力と協調性を備えている人
5. 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を有する人

(入学者選抜の基本方針)

特別支援教育コースでは、大学入学までに身につけておくことが期待される資質・能力と

して、子どもの教育に対する幅広い関心と情熱、論理的思考力、コミュニケーション能力を重視します。また、以上の学生を選抜するための基本方針として、多様な学生を評価できる入試を提供します。

<養護教育コース>

(求める学生像)

養護教育コースでは、広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした養護教諭の養成のため、必要な基礎的・専門的な知識・技術を修得させ、併せて主体的な課題探究能力を育成することを目的としています。このことを踏まえ、次のような人を広く求めます。

1. 養護教諭を目指す強い意志と情熱を持ち、子どもの心身の発達、健康課題、健康管理、健康教育に関心を有する人
2. 自ら学ぼうとする学習意欲があり、高等学校までの教科(例えば国語・数学・外国語等)の基礎的知識・技能を活用して問題を解決できる能力を持つ人
3. 子どもの教育と社会的活動に幅広い興味と関心を有する人
4. 必要なコミュニケーション能力と協調性を備えている人
5. 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を有する人

(入学者選抜の基本方針)

養護教育コースでは、大学入学までに身につけておくことが期待される資質・能力として、心身の健康教育を中心とする子どもの教育に対する幅広い関心と情熱、論理的思考力、コミュニケーション能力を重視しています。また、以上の学生を選抜するための基本方針として、多様な学生を評価できる入試を提供します。

2. 選抜方法

<入試方法>

入学試験は、一般選抜・前期日程(161名)と特別選抜・学校推薦型選抜Ⅱ(59名)に分けて行うこととし、各コース・専攻の募集人員は【資料32】の通りとする。

中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」(平成26年12月)では、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜が一体となった高大接続改革が謳われており、特に大学入学者選抜においては、「確かな学力」の3要素である「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」を多面的・総合的に評価することが求められている。

本学部では、このような大学入学者選抜改革に対応するため、一般入試の個別試験・前期日程及び学校推薦型選抜Ⅱにおいて、全受験生に対して面接を実施する。また、上述したような入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、初等・中等教育コースのうち小学校専攻では、学校推薦型選抜Ⅱに一般枠、地域枠、理数枠を設けるなどの工夫を新たに行い、それぞれの特徴に応じた選抜を実施する。

従前では、4課程でそれぞれ入学定員を設けて実施していたが、これからのSDGs、ICT、

STEAMS (Science、Technology、Engineering、Art、Mathematics、Sports) などの教育を考慮すると、融合的領域が必要となってくる。そこで、1 課程による入学定員として、コースを変更することによって、コース内で入学志願状況や教員需要、時代のニーズ等に応じて、募集人員を含めて、柔軟に対応することが可能となる。例えば、4 課程の中に設置することでは細分化されすぎて実施できなかった、技術科と連携した小学校・プログラミング教育プログラムの開設が可能となる。また、入試制度（学校型推薦入試Ⅱの理数枠・地域枠）から繋がる集団として、数理教育クラス、地域教員養成クラスを編成する。

＜実施時期＞

一般選抜：2 月下旬

学校推薦型選抜Ⅱ：2 月上旬

＜一般選抜・前期日程について＞

大学入学共通テストを課すとともに、個別学力検査等で各コース・専攻に応じて、国語、数学、外国語、面接等のうちから必要な科目を課し、高等学校までの教科の基礎的知識・技能と、論理的思考力・判断力・表現力等及び教職への意欲を主体として、評価・選抜を行う。

＜特別選抜・学校推薦型選抜Ⅱについて＞

学校推薦型選抜Ⅱにおいては、初等・中等教育コースの小学校専攻については、募集人員の内訳を「一般枠」10 名、「地域枠」10 名、「理数枠」10 名とし、それぞれの趣旨を踏まえた入学者選抜を実施する（「地域枠」、「理数枠」導入の趣旨については以下で述べる）。理科専攻については、一般推薦の趣旨及び教科の特色を踏まえた入学者選抜を実施する。実技系専攻については、一般推薦の趣旨及び受験者が希望する教科の特色を踏まえた入学者選抜を実施する。特別支援教育コース及び養護教育コースについても、一般推薦の趣旨及び分野の特色を踏まえた入学者選抜を実施する。以上を踏まえ、学校推薦型選抜Ⅱの出願資格及び選抜方法は【資料 33】の通りとする。

＜地域枠導入の趣旨＞

令和 2 年度の本学部入学者（計 242 名）のうち、県内出身者は 101 名、41.7%である。他方、熊本県・市においては教員の大量退職が続いており、令和 6（2024）年度までの教員需要予測によれば、県・市合わせて 420 名程度（小・中・特支・養護の合計、うち小学校教諭が 260 名以上）の教員採用が続く見込みである。また、採用数の増加に伴い、特に熊本県の小学校教員採用試験の受験倍率が低下しており、平成 30 年度 2.6 倍、令和元年度 2.3 倍、令和 2 年度 2.1 倍となっている。そのため、本学部では、県内の学校教育の質の維持・向上に積極的に貢献する立場から、県教育委員会及び高等学校と連携し、県内各地域から小学校教員となる意志を持つ入学者を積極的に受け入れ、優れた指導力を持つ教員として地域に送り出していくため、小学校専攻の学校推薦型選抜Ⅱに「地域枠」（募集人員 10 名）を設定

する。この新たな入試方法の導入は、県教育委員会が進める「地域進学重点校育成推進事業」に呼応するものであり、卒業生が各地域で教育者として活躍し、県全体の教育力の向上に貢献するという好循環を生み出すことが期待される。関連して、県教育委員会からは、以下のような要望をいただいている。

- ・本県の教員採用に当たっては、地域社会のリーダーとなり得る資質を持った教員の採用を引き続き進めていきたいと考えております。地域の教員養成機能の中心的役割を担う熊本大学において「地域推薦」が導入されれば、本県のそれぞれの地域において次の時代を担う新たな教員の人材育成につながるものと、県教育委員会としましても大いに期待しています。
- ・本県の高校生は地元の大学を希望する生徒も多く、県教育委員会では、地域の高校生の学力向上と進学率向上を支援する「地域進学重点校育成推進事業」を展開しており、現在、熊本県内（熊本市外）の高等学校 11 校を指定し、指定校においては、生徒たちの学力の底上げや学習意欲の向上を図り、学校現場での学びの活性化を目指す取組みを実施しています。
- ・また、教員採用選考考査における志願倍率が低下傾向であり、大学訪問等を行うなど、教員を目指す学生の確保のための取組みを推進しているところであり、「地域推薦」の導入が一助になると思われます。

<理数枠導入の趣旨>

令和 2 年 8 月に示された中教審答申案の作成に向けた中間まとめ骨子案の中で、小学校高学年の教科担任制について令和 4 年度を目途に本格導入すべきであるとの方針が示され、対象教科として外国語・理科・算数が挙げられた。そのため、小学校専攻においては、これらの教科に関心を持つ学生を確保し、これらの教科に関する専門性を有する教員を輩出していく必要がある。ところが、本学部においては、小学校教員免許とともに副免許として中学校の理数系教科の免許を取得する学生が減少している。九州管内の他大学の教育学部でも、中学校の理数系教科の免許取得者が大幅に減少しているところがあり、理数系科目に関心のある入学者が減少していると予想される。以上の状況を踏まえ、小学校専攻の学校推薦型選抜Ⅱに、「小学校の教科担任制における理科・算数の担当」となることを強く希望する学生を募集する「理数枠」（募集人員 10 名）を導入する。これにより、理科、算数に関して高い指導力をもつ小学校教員の養成が期待できる。

⑨ 取得可能な資格

本学部で取得可能な免許・資格は【資料 34】の通りである。

⑩ 実習の具体的計画

1. 教育実習（養護教育コースの臨床実習については 2. に記載）

ア 実習の目的

広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした教員の養成のため、必要な基礎的・専門的な知識・技術を修得させ、併せて主体的な課題探究能力を育成することを目的とする本学部の人材養成目的及び教育上の目的を踏まえ、教育実習での体験・実践を通して、教員としての資質・能力及び実践的指導力の基礎を身につける。

イ 実習先の確保の状況

実習先は、実習施設一覧（【資料 35】）及び受入承諾書（【資料 36】）の通り確保されている。

本学部附属幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校では、1 年次から 4 年次までの教育実習（観察実習、副免実習を含む附属校実習）を実施する。

熊本市内及び熊本市外（熊本県内）の公立小・中学校では、3 年次（養護教育コース以外）及び 4 年次（養護教育コースのみ）の協力校実習を実施する。

熊本市内の公立小・中学校については、学校の規模等に応じ、協力校実習のため 1 校あたり 1～10 名程度を配当する。

熊本市外（熊本県内）の公立小・中学校については、実習生が希望する場合に受け入れを依頼する。本学からは遠隔地となる場合があるが、実習生の希望に基づき、自宅等から通うことのできる学校（出身校以外）に配当する。

各校の受入可能人数は、毎年度、教員配置や他大学からの実習生の受入状況等により異なる。年度毎の受入可能人数については、熊本市立小学校については「熊本市小学校長会」、熊本市立中学校については「熊本市立中学校・熊本地区大学教育実習連絡協議会」、熊本市外の小・中学校については熊本県教育委員会に調整を依頼する。

ウ 実習先との契約内容

毎年度、熊本市小・中学校校長会と「教育実習に関する申し合わせ」を行い、これに従って教育実習を実施する。

エ 実習水準の確保の方策

評価基準を項目毎に明記した成績評価表（【資料 37】）を事前に実習校へ送付し、評価表に沿った実習及び評価を依頼する。

オ 実習先との連携体制

本学部附属幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校からは、毎月の実習委員会に委員が出席し、教育実習に関する協議に参加している。また、年 2 回、教育学部・附属学校連絡協議会と併せて「教育実習支援委員会」を開催し、附属学校園の管理職との意見交換を行う。

熊本市立小学校に関しては「熊本市立小学校長会」に配当人数等の調整を依頼する。実習前には校長会会合に赴き、実習の実施に関する依頼をする。

熊本市立中学校については「熊本市立中学校・熊本地区大学教育実習連絡協議会」に実習に関する連絡調整を依頼する。実習前後の時期に会合を開き、実習前の確認事項や実習後の反省等を行う。

市外の協力校に対しては、熊本県教育委員会を通じて実習前の連絡・調整等を依頼する。実習後は「市外実習反省会」を開催し、今後の改善事項等について協議する。

各協力校からは実習後のアンケートを提出いただき、意見を確認する。

また、本学部において協力校及び附属校園関係者と「教育実習反省会」、「教育実習運営協議会」を開催し、反省点及び今後の改善等について協議する。

実習期間中には、担当教員を各校に割り当て、協力校及び附属校園との連絡調整役とする。

カ 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

保険に加入しておくこと、教育実習前に健康診断及び麻疹（はしか）の抗体検査とワクチン接種を受けておくことを指導、確認する。

冬季の教育実習等参加学生については、インフルエンザ予防接種を受けることとする。

個人情報保護については、実習生は児童や保護者に自分の携帯電話番号やメールアドレス等を教えたり、児童や保護者の携帯電話番号やメールアドレス等を尋ねたりしないこと、実習終了後も児童との個人的な交流をしないこと、また、実習生は児童の写真を撮影したりしないこととする。

また、実習期間中、終了後に関わらず、教員としての守秘義務に従い、実習で知り得た児童・生徒の情報や学校での写真等を SNS 等に掲載するなど、児童の個人情報の流布にあたる行為は禁止する。

これらについては教育実習ハンドブックに記載し、オリエンテーション等で指導する。

キ 事前・事後における指導計画

実習前には全体オリエンテーション及び個別の事前指導により、実習前の学生の状況確認や心構え・注意事項等の指導を行う。

また、実習先と実習生とのあいだで事前打ち合わせを行うこととする。

実習後には事後指導を行い、実習の振り返りをさせる。

ク 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

附属学校園における教育実習については、教育実習委員を割り当て、巡回指導を行う。協力校実習については、本学部教員全員に複数校を割り当てる。

実習先が遠隔地となる市外実習については、可能な限り研究授業等の際に協力校を訪問することとし、困難な場合には電話等により状況確認を行う。

ケ 実習施設における指導者の配置計画

本学部附属幼稚園・小学校・中学校、特別支援学校においては、各校の教育実習委員が中心となり、担当教諭を配置し、実習生の指導を行う。

協力校においては、各校の校長・教頭及び実習担当教員が中心となり、担当教諭を配置し、実習生の指導や大学との連絡を行う。

コ 成績評価体制及び単位認定方法

本学が提示する成績評価票により実習校に評価を依頼する。1～4年次までの教育実習及び事前・事後指導の成績及び出勤状況を総合的に判定して成績判定を行う。

成績判定については、教育学部教授会で承認された基準に基づいて行い、判定結果は事前に各講座に確認を依頼し、教育実習委員会で審議・承認の上、教授会の承認を求めるものとする。

2. 臨床実習（養護教育コース）

ア 実習の目的

養護教諭養成課程では、広い視野、深い教養と思いやりの心をもった豊かな人間性を基盤とした養護教諭の養成のため、臨床実習により学生に次の能力を獲得させる。

- ・発達途上にある子どもたちの体と心の問題に対して、専門的な立場から理解し、実践的に対応・指導できる。
- ・健康管理、健康教育、健康相談活動に関する専門的知識を身につけ、課題を分析し、解決するために活用できる。
- ・子どもたちの体と心の諸問題を広い視野で多面的に捉え問題を解決することができる。
- ・学校内外の人たちと協働するコミュニケーション能力を身につけることができる。

イ 実習先の確保の状況

臨床実習の実習先は、実習施設一覧（【資料 38】）及び受入承諾書（【資料 39】）の通り確保されている。また、実習との対応は以下の通りである。

- ・熊本大学病院 熊本市中央区本荘 1-1-1

臨床実習Ⅰ 受け入れ可能人数 約 30 名

- ・くまもと江津湖療育医療センター 熊本市東区画図町重富 575

臨床実習Ⅱ 受け入れ可能人数 約 30 名

ウ 実習先との契約内容

いずれの施設においても、実習施設との協議により、個人情報保護および事故防止の取り決めを作成し実習を行う。

<個人情報保護>

熊本大学病院での実習は、所定の書類「個人情報保護に関する誓約書」を、くまもと江津湖療育医療センターの実習では、大学で作成し施設の許可を得た様式「個人情報保護に関する誓約書」を用い、事前に学生へ指導し学生の理解を得る。その後、実習前に各病院へ教育学部長より誓約書を提出する。その誓約内容は以下の通りである。

- 1 臨床・臨地実習において日誌、カンファレンスノート、レポート、メモ帳等に患者様の個人情報を記入することになるが、記入方法については患者様が特定されないよう十分に配慮を行う。
- 2 日誌等の作成に当たって個人情報保護に関する施設の方針を優先する。
- 3 実習中に知り得た個人情報は、実習中はもちろんのこと、実習が終了しても情報を漏洩しない。
- 4 実習中に行う院内での全体カンファレンスにおいても、患者様が特定されないように配慮する。また実習中に入手したり作成したりした資料は、実習終了後にシュレッダー処理する。
- 5 実習で使用するソフトウェアについては、これを適正に使用し、違法コピー等の不正な行為はしない。
- 7 私物 PC を持ち込む場合、及び個人情報保存のために USB メモリ等の外部記録媒体を使用する場合は、施設所属長等の許可を得る。外部記録媒体を使用する場合は、強制暗号化機能付を用いるか、暗号化・匿名化する。

その他に、実習前オリエンテーションにおいて、以下に挙げるような個人情報保護に関する具体的な指導を行う。

- ・患者の氏名の代わりにランダムなアルファベットを用いる
- ・電子カルテ類の閲覧は、病棟師長の指示に従い、必ずスタッフと一緒に閲覧する。
- ・実習に関する資料やメモ帳、ノートの管理は各自が責任を持ち、所属・氏名・学科連絡先を記入し、紛失しないようにする。
- ・実習終了後は、メモ帳や患者情報にかかわる資料類はすべて提出しシュレッダー処理を行う。
- ・実習内容は、実習施設内または学内で第三者が存在しない環境でのみ共有する。SNS では絶対に取り上げない。
- ・控室および病棟では一定の場所で資料類を保管し、カンファレンスルームやトイレ、ロッカー室等での置き忘れに注意する。
- ・個人情報に関わる資料および記録物の紛失事故が発生した場合、速やかに、実習病棟の看護師長および大学担当教員へ報告するとともに報告書を作成し、事後処理にあたる。

<事故防止・安全管理>

本実習は見学が主であるが、日常生活援助への一部参加、バイタルサイン測定、観察、配膳は学生が行うため、インシデント及びアクシデントの防止に努めなければならない。具体的には実習中に起こりやすいインシデントやアクシデントを具体的に示し、事前のオリエンテーションで指導する。

学生によるインシデントやアクシデントが発生してしまった場合、いずれの施設においても、速やかに学生本人から担当看護師および看護師長、大学教員に報告させる。看護部へは看護師長および大学教員から報告する。

再発防止のため、インシデントやアクシデントが発生した時の状況を学生と教員と一緒に振り返り、何が原因であったか、今後再発を防止するためにはどうしたらよいかを確認する。

⑪ 管理運営

本学部では、熊本大学教授会規則（【資料 40】）及び同教育学部教授会規則（【資料 41】）に則り、毎月第2水曜日に定例教授会、必要に応じ臨時教授会を開催し、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他の教育研究に関する重要事項について審議し、学長又は学部長に意見を述べることとしている。教授会構成員は、教育学部、特別支援教育特別専攻科及び養護教諭特別別科の教育課程の運営に携わる専任の教授、准教授及び講師であり、構成員の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。審議事項としては、各種委員会から提案される、教務に関する事項、教育実習に関する事項、学生の厚生・就職に関する事項、教育・研究活動の推進に関する事項、入学試験に関する事項、予算・施設に関する事項、国際交流に関する事項、紀要編集に関する事項、人権教育に関する事項等に加え、教育学部・教育学研究科運営会議や教員人事委員会等から提案される、規則改正や将来構想に関する事項、教員人事に関する事項等が取り扱われる。教授会の下に置かれる各種委員会とその種別は【資料 42】の通りである。

⑫ 自己点検・評価

本学では、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究並びに組織及び運営の状況について「自己点検・評価」を実施することとしている。また、令和2年度以前に実施していた組織評価について、実施時の組織評価指針、組織評価実施要領、自己評価書を「大学評価」のWebページにて公表している。

大学評価

URL:<https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/kihonjoho/hyouka>

本学における「自己点検・評価」に関し必要な事項は、国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則【資料 43】に定めるところによる。

なお、本学は、平成21年度及び平成27年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構（現

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構）が実施する『大学機関別認証評価』を受検し、『大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている』との評価を受けており、自己評価書及び評価報告書を「大学評価」の Web ページ（上掲）にて公開している。

⑬ 情報の公表

本学では、平成 22 年度に「教育情報の公表に係る基本方針」を策定し、同方針に基づき、Web ページ (<https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/kyoikujoyoho>、トップ>大学情報>教育情報の公表) にて教育研究活動等の状況に関する情報を公表し、教育学部の情報についても公表している。

「教育情報の公表」のページには、以下の各項目が記載されており、学校教育法施行規則に基づく情報公表の内容に対応している。

- 1) 大学の教育研究上の目的に関すること
- 2) 教育研究上の基本組織に関すること
- 3) 教育組織等に関する情報
- 4) 学生に関する情報
- 5) 教育課程に関する情報
- 6) 学修成果に係る評価等に関する情報
- 7) 学習環境に関する情報
- 8) 学生納付金に関する情報
- 9) 学生支援と奨学金に関する情報
- 10) 教育課程を通じて修得が期待できる知識・能力の体系
- 11) その他の公表情報
 - ・教育活動の状況
 - ・国際化の状況
- 12) 外部評価実施状況
- 13) 学部・研究科等の設置に関する情報

⑭ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

1. 教育・研究活動推進委員会等による FD 活動

教育学部教育・研究活動推進委員会が開催する年 2 回の教育・研究活動経験交流会等の FD 活動に、全教員が積極的に参加するとともに、学生への独自の授業アンケート等の結果を分析し、教育学部教授会や各講座の会議等で、その成果は共有し、問題点は改善に努める。また、熊本大学ファカルティ・ディベロップメント委員会が、学生教育に関連して、毎年テーマを決めて学部への講師派遣を行う講演会に、全教員が積極的に参加し、教育内容の改善に努める。

2. 学部学生への意見聴取に基づく授業改善

年に数回、本学部執行部（学部長、副学部長）及び関係委員会委員長と、本学部各課程の学生代表との面談を実施し、教育学部のカリキュラムや授業体制等についての意見聴取や質疑応答を行う。その成果や、その場での学生からの意見・要望などについて、教育学部教授会や各講座での会議等で情報を教員間で共有し、問題点は、改善に努める。また、各講義・演習・実習等の授業科目ごとに、授業内のレポートやプレゼンテーションを行わせる中や、講義終了時の授業アンケートで、授業への意見や感想も出させ、教員はそれを踏まえて授業期間中に学生の理解が十分でなかったところのフィードバックや、繰り返しの説明を行うなどの改善をその都度行うとともに、翌年度のシラバスの改善に役立てる。

3. 附属校教員を交えた意見交換に基づく授業改善

教育学部附属校における教育実習の前後に、附属校実習担当者と教育学部実習委員会委員とで、教育実習の成果と問題点、改善策についての意見交換を行い、その成果については、教育学部教授会や各講座の会議等を通じて全教員間で共有し、問題点については、改善に努める。

4. 協力校教育実習担当校へのアンケートの実施

協力校教育実習を担当していただく熊本市小・中学校校長会に、実習や学生の状況、問題点、希望などに関するアンケート調査を行う。その結果は、教育学部教授会や各講座の会議等を通じて全教員間で共有し、対応策・改善策について、実習委員会や各講座の会議等で話し合い、学生教育の改善に役立てる。

5. フォーラム・シンポジウム等を通じたFD活動

教員養成教育や ICT 活用などの学校現場教育をテーマにしたフォーラム、シンポジウム等を、附属学校や一般の小中高校教員にも参加を呼びかけて開催、または、他大学のシンポジウム等に参加し、本学部の取組に関する発表・報告、または、それに関する意見交換・情報交換に参加することにより、教員としての資質の維持・向上に努める。

⑮ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

1. 教育課程内の取組について

教育課程内における社会的・職業的自立に関する指導は、教養教育と教育学部の実践型教員養成プログラム等で取り組む。

教養教育のキャリア科目は、入学後の早い段階から自分自身のキャリア形成に興味・関心を持ち、大学生活における目標を見つけることを目的としたもので、「自分らしく生きる」と「社会の中で生きる」をテーマとする科目群が設定されており、本学部ではこれらの科目の履修を推奨する（【資料 44】）。

本学部では、1 年次から学校や児童・生徒と関わりを設定することで、実践的指導力を有

する教員としての自覚と資質を育成することを目的に、熊本市教育委員会との連携事業として、「教職実践基礎セミナー」（連携協力校での教職体験等）、ユア・フレンド事業（不登校児童・生徒への支援活動：「教育臨床体験演習」として単位化）、フレンドシップ事業（公民館等での子どもを対象とするイベント等の企画・運営活動：「教育実践研究指導法演習」として単位化）、スクールトライ事業（連携協力校での学校行事等の体験）、教員インターンシップ事業等、現代的教育課題に対応する活動を多数設定し、これを教員養成プログラムの中に組み込んでいる（【資料 45】）。

さらに、本学部の専門教育科目の中でも、学校現場で活用できる教育相談の実践と方法について学ぶ「教育相談とキャリア教育」や、熊本県内の教育関係者から学校教育の現状や課題を学ぶ「熊本・学びの最前線Ⅰ」及び「同Ⅱ」（「プレゼンテーション演習」及び「同Ⅱ」を名称変更）など、教員を目指す意識と資質を高めることを目的とした科目を開設する。

2. 教育課程外の取組について

教育課程外の社会的・職業的自立に関する取組としては、平成 17・18 年度の教員養成 GP「不登校の改善・解決に資する教育力の養成」以来、不登校児童・生徒に対する支援活動を長期間継続しているほか、県内各地で行われる「ものづくりフェア」（【資料 46】）等への学生の参加が挙げられる。

近年これに加わったものに、平成 28 年熊本地震や令和 2 年 7 月熊本県南部豪雨による被災地における学校支援・学習支援の活動がある。例えば、熊本地震の被災地における学習支援活動である「教育学部ましきプロジェクト」では、益城町教育委員会及び認定 NP0 法人カタリバとの連携協定に基づき、仮設住宅団地における学習会や不登校児童・生徒への支援等を実施してきた（【資料 47】）。また、「熊本県南部豪雨による被災地域の児童・生徒に対する学習支援プロジェクト」では、コロナ禍の中、豪雨で被災した球磨村の中学生に対し、大学生によるオンライン方式での学習支援を継続している（【資料 48】）。

これらの取組は、地域のニーズに即した質の高い教員養成に寄与する取組として、今後も実施していく予定である。

3. 適切な体制の整備について

本学部では、社会的・職業的自立を図るための支援を行う組織として厚生・就職委員会を設け、1 年生から 4 年生まで、教員採用試験対策講座をはじめとする就職支援の様々な講座、イベントなどを行っている（【資料 49】）。また、教育学部には学生の進路指導等のために「学生支援相談室」が設けられている。教職経験豊富な相談員が常駐しており、年間を通して教員採用試験に関する相談や個人面接・集団討論・模擬授業等についての指導を行っている。さらに、模擬試験問題集や就職関連図書の閲覧、インターネットによる就職情報等のパソコン検索などができる体制も整えている（【資料 50】）。

本学部の就職支援に加えて、熊本大学は全学でも学生のキャリア形成や就職活動の支援を行っている。就職支援課のスタッフが年間を通してきめ細やかな指導を行うほか、専門の

進路相談員を配置している。就職支援課では支援事業として就職講座や各種ガイダンス、企業説明会等を実施し、また、熊大生協とのタイアップによる公務員試験対策講座、教員採用試験対策講座、マスコミ就職対策講座も開催している（【資料 51】）。